

第15期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月26日（月曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

場所

東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地
三井住友海上駿河台ビル

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役11名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

株主さまにおかれましては、株主総会当日のご自身の体調をご考慮のうえ、体調がすぐれない場合にはご来場をお控えいただくなど、慎重にご判断いただきますようお願い申し上げます。

ご来場の株主さまへのお土産をご用意しておりません。あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

ごあいさつ



平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第15期定時株主総会を6月26日（月曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。
ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

取締役社長 グループCEO 原 典之

MS&ADインシュアランスグループの目指す姿

経営理念（ミッション）

グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます

経営ビジョン

持続的成長と企業価値向上を追い続ける世界トップ水準の保険・金融グループを創造します

行動指針（バリュー）

- **お客さま第一 Customer Focus**
わたしたちは、常にお客さまの安心と満足のために、行動します
- **誠実 Integrity**
わたしたちは、あらゆる場面で、あらゆる人に、誠実、親切、公平・公正に接します
- **チームワーク Teamwork**
わたしたちは、お互いの個性と意見を尊重し、知識とアイデアを共有して、ともに成長します
- **革新 Innovation**
わたしたちは、ステークホルダーの声に耳を傾け、絶えず自分の仕事を見直します
- **プロフェッショナリズム Professionalism**
わたしたちは、自らを磨き続け、常に高い品質のサービスを提供します

株主各位

東京都中央区新川二丁目27番2号

MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社

取締役社長 グループCEO 原 典之

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を次のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.ms-ad-hd.com/ja/ir/ir_event/meeting.html



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コード（8725）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合はインターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3ページのご案内にしたがって議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月26日（月曜日） 午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地
三井住友海上駿河台ビル

3. 株主総会の目的である事項

報告事項

1. 第15期〔2022年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）〕事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第15期〔2022年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）〕計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役11名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

-
- 今後の状況により本株主総会の運営に変更が生じる場合は当社ウェブサイトに掲載いたします。
 - 電子提供措置事項のうち以下の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した対象書類の一部であります。
 - ①事業報告のうち「保険持株会社の現況に関する事項」の「企業集団の主要な事務所の状況」「企業集団の使用人の状況」「企業集団の主要な借入先の状況」、「新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制」及び「特定完全子会社に関する事項」
 - ②連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③計算書類のうち「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 - 本株主総会の目的事項に関するご質問を事前に承り、当社ウェブサイトに回答を掲載させていただく予定です。ご質問を希望される株主さまは、6月13日（火）までに当社ウェブサイトよりお寄せください。なお、ご質問いただいた場合でもすべてのご質問にお答えできない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨及び修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会へのご出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

代理人によるご出席の場合は、委任状を同封の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人は、議決権を有する株主さま1名とさせていただきます。

株主総会開催日時 2023年6月26日（月曜日）午前10時

インターネットによる議決権行使



QRコードを読み取る方法

スマートフォンにより議決権行使書用紙の専用QRコードを読み取ることで、1回に限り、「議決権行使コード」「パスワード」を入力することなく議決権行使サイトにログインすることができます。ログイン後、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご登録ください。



「議決権行使コード」「パスワード」を入力する方法

議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力するうえ、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご登録ください。

● **議決権行使サイト** <https://www.web54.net>

インターネットによる議決権行使期限 2023年6月23日（金曜日）午後5時まで

書面の郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、当社株主名簿管理人（三井住友信託銀行株式会社）にご返送ください。

書面の郵送による議決権行使期限 2023年6月23日（金曜日）午後5時到着

議決権行使についての注意事項

- インターネットにより議決権を行使された場合は、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネットによるご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットによって、議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主さまのご負担となります。
- パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。
- ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート

（受付時間 午前9時～午後9時）

 0120-652-031（通話料無料）

機関投資家の皆さまへ

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

以上

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務健全性の確保を前提として、持続的な成長により企業価値を高めていくとともに、継続的・安定的な株主還元を実施することにより、株主の皆さまのご期待にお応えしていきたいと考えております。

これを踏まえ、中期経営計画（2022-2025）^(*1)の第1ステージ（2022-2023）においては、1株当たりの配当水準の安定性を維持しつつ、グループ修正利益^(*2)の50%を基本として、配当と自己株式の取得により株主還元を行う方針としております。

当期は、継続的・安定的な株主還元を実施する観点から、これを上回る水準で株主還元を実施いたしたく、当期の剰余金の配当につきましては、以上を踏まえ、次のとおりといたしたいと存じます。

■ 期末配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金100円 総額53,569,943,100円

この結果、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株につき金200円となります。

2. 剰余金の配当が効力を生ずる日

2023年6月27日

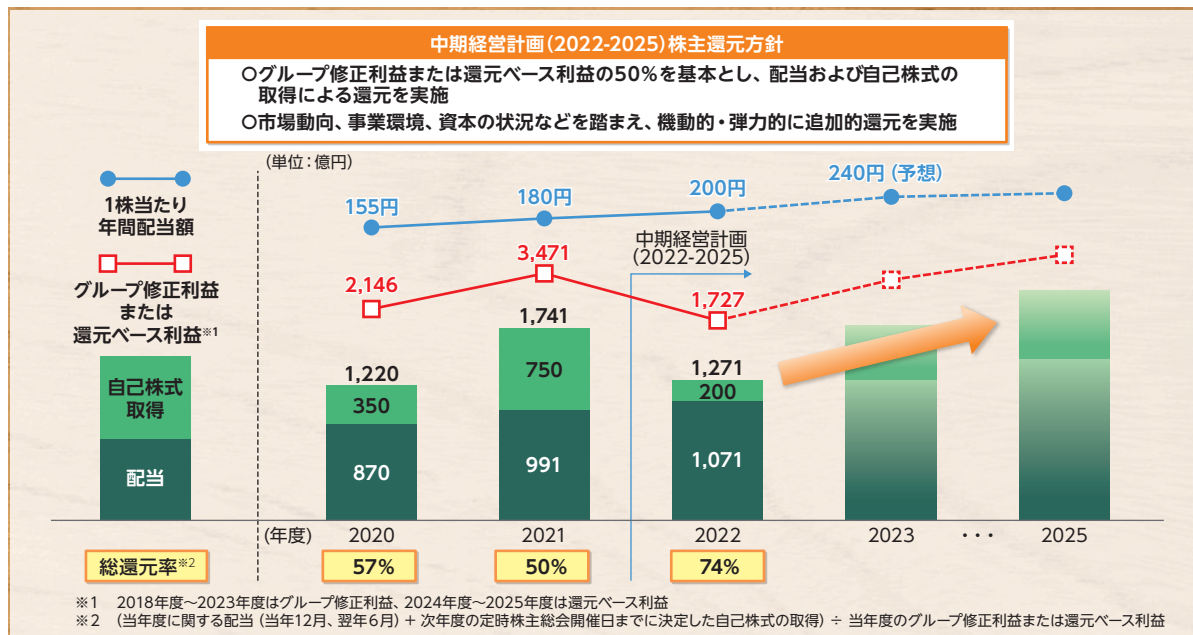
*1 中期経営計画における株主還元方針は、次ページ「〈ご参考〉株主還元方針について」をご参照ください。

*2 グループ修正利益は、当社グループ全体の経常的な収益力を示す当社独自の指標であり、連結当期利益を基礎に、異常危険準備金繰入額（繰入の場合は加算・戻入の場合は減算）などの加減算を行うことにより算出しております。

〈ご参考〉株主還元方針について

グループ中期経営計画（2022-2025）において、第1ステージ（2022-2023）ではグループ修正利益の50%、第2ステージ（2024-2025）では還元ベース利益の50%を基本とし、配当および自己株式の取得による還元を行ってまいります。それに加え、市場動向、事業環境、資本の状況などを踏まえ、機動的・弾力的に追加的還元を実施していきます。

2022年度は、配当1,071億円（第1号議案を含みます。）と自己株式取得200億円の株主還元を実施いたします。



グループ修正利益の計算式

$$\text{グループ修正利益}^{\ast 3} = \text{連結当期利益} + \text{異常危険準備金等繰入額}^{\ast 4, 5} - \text{その他特殊要因(のれん・その他無形固定資産償却額等)} + \text{非連結グループ会社持分利益}$$

※3 各調整額は税引後

※4 国内損害保険事業および三井住友海上あいおい生命の異常危険準備金・危険準備金・価格変動準備金

※5 戻入の場合は減算

還元ベース利益の計算式

$$\text{還元ベース利益} = \text{IFRS純利益} - \text{IFRS純利益からの調整項目}^{\ast 6} + \text{政策株式売却損益}$$

※6 市況変動影響、新契約費繰延影響、不利契約関連損益、無形固定資産の償却、のれんの減損

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役11名全員が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役5名を含む取締役11名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	当社における地位及び担当
1	再任 からさわ やすよし 柄澤 康喜	男性	取締役会長 会長執行役員
2	再任 かなすぎ やすぞう 金杉 恭三	男性	代表取締役 取締役副会長 副会長執行役員
3	再任 はら のりゆき 原 典之	男性	代表取締役 取締役社長 社長執行役員（グループCEO）
4	再任 ひぐち てつじ 樋口 哲司	男性	代表取締役 副社長執行役員 総合企画部、デジタルイノベーション部副担当、広報・IR部、国際管理部、海外事業企画部副担当、監査部、資本政策、グループCFO
5	新任 しまず ともゆき 嶋津 智幸	男性	執行役員 経営全般補佐
6	再任 しらい ゆうすけ 白井 祐介	男性	取締役執行役員 経営全般補佐
7	再任 ばんどう まりこ 坂東眞理子	女性	社外取締役 独立役員 取締役（社外取締役）
8	再任 とびまつ じゅんいち 飛松 純一	男性	社外取締役 独立役員 取締役（社外取締役）
9	再任 Rochelle Kopp ロッシェル・カッパ	女性	社外取締役 独立役員 取締役（社外取締役）
10	再任 いしわた あけみ 石渡 明美	女性	社外取締役 独立役員 取締役（社外取締役）
11	新任 すずき じゅん 鈴木 純	男性	社外取締役 独立役員

候補者
番号

1



から さわ やす よし
柄 澤 康 喜

再任

■ 生年月日	1950年10月27日生
■ 所有する当社株式の数	53,460株
■ 取締役会への出席状況 (2022年度)	12/12回 (100%)

■ 取締役候補者とした理由

経営企画、営業、広報、財務企画に携わるなど、豊富な業務経験を有し、2010年から2016年まで三井住友海上火災保険株式会社の取締役社長、2016年から2021年まで同社の取締役会長を、また、2014年から2020年まで当社の取締役社長、2020年から当社の取締役会長を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

- 1975年 4月 住友海上火災保険株式会社入社
- 2004年 4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員経営企画部長
- 2005年 6月 同社取締役執行役員経営企画部長
- 2006年 4月 同社取締役常務執行役員
- 2008年 4月 同社取締役専務執行役員
当社取締役
- 2009年 4月 取締役専務執行役員
- 2010年 4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役社長 社長執行役員
当社取締役執行役員
- 2014年 6月 取締役社長 社長執行役員
- 2016年 4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役会長 会長執行役員
- 2020年 6月 当社取締役会長 会長執行役員 (現職)
- 2021年 4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役常任顧問
- 2021年 6月 同社常任顧問 (現職)

■ 当社における地位及び担当：取締役会長 会長執行役員

(注) 18ページに「複数の候補者に共通する注記」として柄澤康喜氏に関する内容を記載しております。

候補者
番号

2



かな すぎ やす ぞう
金 杉 恭 三

再任

■ 生年月日	1956年5月29日生
■ 所有する当社株式の数	60,611株
■ 取締役会への出席状況 (2022年度)	12/12回 (100%)

■ 取締役候補者とした理由

人事、営業、経営企画、統合推進に携わるなど、豊富な業務経験を有し、2016年から2022年まであいおいニッセイ同和損害保険株式会社の取締役社長、2022年から同社の取締役会長を、また、2020年から当社の取締役副会長を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

- 1979年4月 大東京火災海上保険株式会社入社
- 2008年4月 あいおい損害保険株式会社常務役員人事企画部長
- 2009年4月 同社執行役員
- 2010年10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社執行役員
- 2011年4月 同社常務執行役員
- 2012年4月 当社執行役員
- 2012年6月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役常務執行役員
- 2013年4月 同社取締役専務執行役員
- 2014年6月 当社取締役執行役員
- 2016年4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役社長
- 2020年6月 当社取締役副会長 副会長執行役員 (現職)
- 2022年4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役会長 (現職)

■ 当社における地位及び担当：代表取締役 取締役副会長 副会長執行役員

■ 重要な兼職の状況：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役会長

(注) 18ページに「複数の候補者に共通する注記」として金杉恭三氏に関する内容を記載しております。

候補者
番号

3



はら のり ゆき
原 典 之

再任

■ 生年月日	1955年7月21日生
■ 所有する当社株式の数	54,537株
■ 取締役会への出席状況 (2022年度)	12/12回 (100%)

■ 取締役候補者とした理由

マーケット開発、営業、商品業務、経営企画に携わるなど、豊富な業務経験を有し、2016年から2021年まで三井住友海上火災保険株式会社の取締役社長、2021年から同社の取締役会長を、また、2020年から当社の取締役社長を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

- 1978年4月 大正海上火災保険株式会社入社
- 2008年4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員企業品質管理部長
- 2010年4月 同社常務執行役員名古屋企業本部長
- 2012年4月 同社取締役常務執行役員
- 2013年4月 同社取締役専務執行役員
- 2015年4月 同社取締役 副社長執行役員
- 2016年4月 同社取締役社長 社長執行役員
当社執行役員
- 2016年6月 取締役執行役員
- 2020年6月 取締役社長 社長執行役員 (現職)
- 2021年4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役会長 会長執行役員 (現職)

■ 当社における地位及び担当：代表取締役 取締役社長 社長執行役員 (グループCEO)

■ 重要な兼職の状況：三井住友海上火災保険株式会社取締役会長 会長執行役員

(注) 18ページに「複数の候補者に共通する注記」として原典之氏に関する内容を記載しております。

候補者
番号

4



樋 口 哲 司

再任

■ 生年月日	1961年6月24日生
■ 所有する当社株式の数	22,122株
■ 取締役会への出席状況 (2022年度)	12/12回 (100%)

■ 取締役候補者とした理由

営業、商品業務、人事、経営企画に携わるなど、豊富な業務経験を有し、2018年から2020年まで三井住友海上火災保険株式会社の専務執行役員を、また、2021年から当社の副社長執行役員を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

- 1984年4月 住友海上火災保険株式会社入社
- 2014年4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員東京本部長
- 2015年4月 同社執行役員経営企画部長
- 2016年4月 同社取締役常務執行役員
- 2017年4月 当社執行役員
- 2018年4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役専務執行役員
- 2020年4月 当社専務執行役員
- 2020年6月 取締役専務執行役員
- 2021年4月 取締役 副社長執行役員 (現職)

■ 当社における地位及び担当：代表取締役 副社長執行役員

総合企画部、デジタルイノベーション部副担当、広報・IR部、国際管理部、
海外事業企画部副担当、監査部、資本政策、グループCFO

(注) 18ページに「複数の候補者に共通する注記」として樋口哲司氏に関する内容を記載しております。

候補者
番号

5



しま ず とも ゆき
嶋 津 智 幸

新任

■ 生年月日	1963年3月16日生
■ 所有する当社株式の数	18,716株

■ 取締役候補者とした理由

人事、営業、損害サポート、経営企画に携わるなど、豊富な業務経験を有し、2023年から三井住友海上火災保険株式会社の副社長執行役員を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

- 1985年4月 大正海上火災保険株式会社入社
- 2015年4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員人事部長
- 2016年4月 同社執行役員中国本部長
- 2018年4月 同社常務執行役員損害サポート本部長
- 2021年4月 同社取締役専務執行役員
当社執行役員（現職）
- 2023年4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役 副社長執行役員（現職）

- 当社における地位及び担当：執行役員
経営全般補佐

- 重要な兼職の状況：三井住友海上火災保険株式会社取締役 副社長執行役員

(注) 18ページに「複数の候補者に共通する注記」として嶋津智幸氏に関する内容を記載しております。

候補者
番号

6



しら い ゆう すけ
白 井 祐 介

再任

■ 生年月日	1964年6月13日生
■ 所有する当社株式の数	10,421株
■ 取締役会への出席状況 (2022年度)	10/10回 (100%)*

■ 取締役候補者とした理由

経営企画、営業、コンプライアンスに携わるなど、豊富な業務経験を有し、2023年からあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の専務執行役員を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

- 1988年 4月 大東京火災海上保険株式会社入社
- 2019年 4月 当社執行役員総合企画部長
- 2021年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社常務執行役員
- 2022年 4月 同社取締役常務執行役員
当社執行役員
- 2022年 6月 取締役執行役員 (現職)
- 2023年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役専務執行役員 (現職)

■ 当社における地位及び担当：取締役執行役員 経営全般補佐

■ 重要な兼職の状況：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役専務執行役員

*白井祐介氏は2022年6月27日開催の第14期定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任しましたので、同日以降に開催した取締役会への出席状況を記載しております。

(注) 18ページに「複数の候補者に共通する注記」として白井祐介氏に関する内容を記載しております。

候補者
番号

7



ばん どう ま り こ
坂 東 眞 理 子

再 任

社外取締役

独立役員

■ 生年月日	1946年8月17日生
■ 所有する当社株式の数	6,600株
■ 取締役会への出席状況 (2022年度)	12/12回 (100%)
■ 社外取締役在任年数 (本定時株主総会最終時)	6年

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

内閣府男女共同参画局長、在オーストラリア連邦ブリスベン日本国総領事、昭和女子大学学長等を歴任され、行政・教育分野やダイバーシティ推進に関する豊富な知見及び経験を有しておられます。引き続き、当該知見及び経験を活かし、特にダイバーシティ推進について専門的な観点から経営の監督と経営全般への助言をいただくことを期待しております。坂東眞理子氏は、過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、行政・教育分野における幅広い知見や経験を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

■ 略歴

- 1969年7月 総理府入府
- 1985年10月 内閣総理大臣官房参事官・内閣審議官
- 1989年7月 総務庁統計局消費統計課長
- 1994年7月 内閣総理大臣官房男女共同参画室長
- 1995年4月 埼玉県副知事
- 1998年6月 在オーストラリア連邦ブリスベン日本国総領事
- 2001年1月 内閣府男女共同参画局長
- 2003年10月 学校法人昭和女子大学理事
- 2007年4月 昭和女子大学学長
- 2014年4月 学校法人昭和女子大学理事長
- 2016年7月 昭和女子大学総長 (現職)
- 2017年6月 当社取締役 (現職)

■ 当社における地位及び担当：取締役 (社外取締役)

■ 重要な兼職の状況：昭和女子大学総長

株式会社三菱総合研究所取締役 (社外取締役)

株式会社イトーキ取締役 (社外取締役)

- (注) 1. 当社又は当社の主要な子会社と学校法人昭和女子大学、株式会社三菱総合研究所及び株式会社イトーキの間には取引がありますが、その取引金額は各法人の直近事業年度における年間事業活動収入又は年間連結売上高の1%未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の1%未満であります。その他についても、坂東眞理子氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
2. 18ページにも「複数の候補者に共通する注記」として坂東眞理子氏に関する内容を記載しております。

候補者
番号

8



とび まつ じゅん いち
飛 松 純 一

再任

社外取締役

独立役員

■ 生年月日	1972年8月15日生
■ 所有する当社株式の数	0株
■ 取締役会への出席状況 (2022年度)	12/12回 (100%)
■ 社外取締役在任年数 (本定時株主総会終結時)	5年

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として海外を含む企業法務全般に関する豊富な知見及び経験を有しておられます。引き続き、当該知見及び経験を活かし、特に当社グループの経営の健全性確保について専門的な観点から経営の監督と経営全般への助言をいただくことを期待しております。飛松純一氏は、過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての専門的な知見や経験を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

■ 略歴

- 1998年 4月 弁護士登録
森綜合法律事務所 (現 森・濱田松本法律事務所) 弁護士
- 2004年 6月 ニューヨーク州弁護士登録
- 2010年 4月 東京大学大学院法学政治学研究科准教授
- 2016年 7月 飛松法律事務所 (現 外苑法律事務所) 弁護士 (現職)
- 2018年 6月 当社取締役 (現職)

■ 当社における地位及び担当：取締役 (社外取締役)

■ 重要な兼職の状況：外苑法律事務所弁護士

- 株式会社アマナ取締役 (社外取締役)
- 株式会社エーアイ取締役 (社外取締役 (監査等委員))
- 株式会社キャンディル取締役 (社外取締役 (監査等委員))

- (注) 1. 当社又は当社の主要な子会社と外苑法律事務所及び株式会社エーアイの間には取引はありません。当社又は当社の主要な子会社と株式会社アマナ及び株式会社キャンディルの間には取引がありますが、その取引金額は各社の直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の1%未満であります。その他についても、飛松純一氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
2. 飛松純一氏が2009年3月から2021年3月まで社外監査役に就任し、2021年3月から社外取締役に就任している株式会社アマナにおいて、2020年11月及び2023年5月、同社及び国内連結子会社で不適切な会計処理及び不適切な取引が行われた事実が判明いたしました。同氏は、それらの事実を事前に認識しておりませんが、日頃より法令遵守の視点に立った提言を適宜行うとともに、当該事実の疑義が生じた後は内部統制のさらなる強化の要請及び再発防止策の策定等に関して必要な提言を行ってまいりました。
3. 18ページにも「複数の候補者に共通する注記」として飛松純一氏に関する内容を記載しております。

候補者
番号

9



Rochelle Kopp
ロッシェル・カップ

再任

社外取締役

独立役員

■ 生年月日	1964年6月29日生
■ 所有する当社株式の数	0株
■ 取締役会への出席状況 (2022年度)	12/12回 (100%)
■ 社外取締役在任年数 (本定時株主総会終結時)	3年

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

異文化コミュニケーションに関する豊富な知見並びに日本及び米国における経営コンサルタントとしての経験を有しておられます。引き続き、当該知見及び経験を活かし、特に当社グループのグローバル展開について専門的な観点から経営の監督と経営全般への助言をいただくことを期待しております。

■ 略歴

- 1986年6月 ZS Associates, Inc. ビジネスアナリスト
- 1987年6月 同社シニア・ビジネスアナリスト
- 1988年8月 安田信託銀行株式会社 (現 みずほ信託銀行株式会社) 国際広報スペシャリスト
- 1992年10月 IPC Group, Inc. コンサルタント
- 1994年7月 Japan Intercultural Consulting マネージングプリンシパル (社長) (現職)
- 2015年1月 ビジネス・ブレイクスルー大学グローバル・リーダーシップコース教授
- 2019年4月 北九州市立大学外国語学部教授
- 2020年6月 当社取締役 (現職)

■ 当社における地位及び担当：取締役 (社外取締役)

■ 重要な兼職の状況：Japan Intercultural Consulting マネージングプリンシパル (社長) 株式会社ライトワークス取締役 (社外取締役)

- (注) 1. 当社又は当社の主要な子会社と Japan Intercultural Consulting との間には取引はありません。当社又は当社の主要な子会社と株式会社ライトワークスとの間には取引がありますが、その取引金額は同社の直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の1%未満であります。その他についても、ロッシェル・カップ氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
2. 18ページにも「複数の候補者に共通する注記」としてロッシェル・カップ氏に関する内容を記載しております。

候補者
番号

10



いし わた あけ み
石 渡 明 美

再任

社外取締役

独立役員

■ 生年月日	1960年8月23日生
■ 所有する当社株式の数	100株
■ 取締役会への出席状況 (2022年度)	10/10回 (100%)*
■ 社外取締役在任年数 (本定時株主総会終結時)	1年

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

花王株式会社執行役員として、ESG活動をけん引するなどサステナビリティに関する豊富な知見を有し、また、広報・コーポレートブランディングの統括責任者としての経験を有しておられます。引き続き、当該知見及び経験を活かし、幅広い視点から経営の監督と経営全般への助言をいただくことを期待しております。

■ 略歴

- 1983年4月 ブリストル・マイヤーズ株式会社入社
- 1985年12月 花王株式会社入社 花王生活科学研究所配属
- 2003年3月 同社ハウスホールド事業本部商品開発マネージャー
- 2005年12月 同社生活者研究センター室長
- 2010年3月 同社生活者研究センターセンター長
- 2015年3月 同社執行役員コーポレートコミュニケーション部門統括
- 2021年1月 同社エグゼクティブ・フェロー
- 2022年1月 同社特命フェロー (現職)
- 2022年6月 当社取締役 (現職)

■ 当社における地位及び担当：取締役 (社外取締役)

*石渡明美氏は2022年6月27日開催の第14期定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任しましたので、同日以降に開催した取締役会への出席状況を記載しております。

- (注) 1. 当社及び当社の主要な子会社と花王株式会社との間には取引がありますが、その取引金額は同社の直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の1%未満であります。その他についても、石渡明美氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
2. 18ページにも「複数の候補者に共通する注記」として石渡明美氏に関する内容を記載しております。

候補者
番号

11



すず き じゅん
鈴木 純

新任

社外取締役

独立役員

■ 生年月日 1958年2月19日生
■ 所有する当社株式の数 2,500株

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

帝人株式会社帝人グループ駐欧州総代表、同社代表取締役社長執行役員 CEO等を歴任され、国際ビジネスに関する豊富な知見及び上場企業の経営者としての経験を有しておられます。当該知見及び経験を活かし、幅広い視点から経営の監督と経営全般への助言をいただくことを期待しております。

■ 略歴

- 1983年4月 帝人株式会社入社
- 2011年4月 同社帝人グループ駐欧州総代表
Teijin Holdings Netherlands B. V.社長
- 2012年4月 帝人株式会社帝人グループ執行役員
- 2013年4月 同社帝人グループ常務執行役員
- 2013年6月 同社取締役常務執行役員
- 2014年4月 同社代表取締役社長執行役員 CEO
- 2022年4月 同社取締役会長
- 2023年4月 同社取締役シニア・アドバイザー (現職)*

■ 重要な兼職の状況：帝人株式会社取締役シニア・アドバイザー*

* 2023年6月に帝人株式会社取締役を退任予定です。

- (注) 1. 当社及び当社の主要な子会社と帝人株式会社との間には取引がありますが、その取引金額は同社の直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の1%未満であります。鈴木純氏は、2023年6月開催予定の出光興産株式会社の定時株主総会において社外取締役に選任された場合、同取締役に就任予定であります。当社又は当社の主要な子会社と出光興産株式会社との間には取引がありますが、その取引金額は同社の直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の1%未満であります。その他についても、鈴木純氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
2. 18ページにも「複数の候補者に共通する注記」として鈴木純氏に関する内容を記載しております。

複数の候補者に共通する注記

1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 坂東眞理子、飛松純一、ロッシェル・カップ、石渡明美及び鈴木純の各氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、坂東眞理子、飛松純一、ロッシェル・カップ及び石渡明美の各氏が一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。また、当社は、鈴木純氏も一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出する予定であります。
4. 当社は、坂東眞理子、飛松純一、ロッシェル・カップ及び石渡明美の各氏との間で、取締役としての任務を怠り当社に損害を加えた場合において、社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償額の上限とする責任限定契約を締結しております。各氏が選任された場合、当社は各氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。また、鈴木純氏が選任された場合、当社は同氏との間に当該責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、当社及び主要な子会社等の取締役、監査役及び執行役員等を被保険者として保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険会社が補償するものであり、1年ごとに契約更新しております。各候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は当該保険契約を次回更新時においても同内容で更新することを予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役神野秀磨氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

	すずき けいじ 鈴木 啓 司	新任
	■ 生年月日	1968年6月18日生
	■ 所有する当社株式の数	2,100株

■ 監査役候補者とした理由

経理及びリスク管理に関する豊富な業務経験を有し、2022年から当社の執行役員を務めるなど、当社の業務全般を適切に監査できる知見を有していることから、監査役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

- 1991年4月 三井海上火災保険株式会社入社
- 2016年4月 三井住友海上火災保険株式会社経理部部长
- 2018年4月 同社リスク管理部部长
当社リスク管理部部长
- 2019年4月 リスク管理部部长
- 2022年4月 執行役員リスク管理部部长（現職）*

■ 当社における地位及び担当：執行役員リスク管理部部长*

*本定時株主総会終結の時をもって退任予定です。

- (注) 1. 鈴木啓司氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社及び主要な子会社等の取締役、監査役及び執行役員等を被保険者として保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険会社が補償するものであり、1年ごとに契約更新しております。鈴木啓司氏が選任された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は当該保険契約を次回更新時においても同内容で更新することを予定しております。

〈ご参考〉本定時株主総会終了後の取締役・監査役（予定）のスキルマトリックス

スキル 役員	企業 経営	国際性	IT・ デジタル	サステナ ビリティ	人事・ 人財育成	法務・ コンプライアンス	リスク 管理	財務・ 会計	保険 事業
柄澤康喜取締役	○	○		○	○	○	○	○	○
金杉恭三取締役	○	○		○	○	○			○
原 典之取締役	○	○		○	○		○		○
樋口哲司取締役	○	○	○	○	○	○	○	○	○
嶋津智幸取締役		○	○	○	○	○	○		○
白井祐介取締役				○		○	○		○
坂東真理子社外取締役	○	○		○	○	○			
飛松純一社外取締役		○				○			
ロッシェル・カップ社外取締役	○	○		○	○				
石渡明美社外取締役				○					
鈴木 純社外取締役	○	○		○	○				
須藤敦子監査役							○	○	○
鈴木啓司監査役							○	○	○
千代田邦夫社外監査役		○						○	
植村京子社外監査役						○			

スキル	スキル充足要件
企業経営	企業等の社長またはC x Oの経験がある
国際性	海外部門・海外における勤務・役員経験がある 海外事業投資・提携の業務経験がある 海外事業に関する専門的な知見を有している
IT・デジタル	IT・デジタル部門における勤務・役員経験がある IT・デジタル分野の企業での勤務・役員経験がある IT・デジタル分野に関する専門的な知見を有している
サステナビリティ	環境やサステナビリティ部門における勤務・役員経験がある 環境マネジメントやサステナビリティに関する専門的な知見を有している
人事・人財育成	人事部門における勤務・役員経験がある 人事や人財育成に関する専門的な知見を有している
法務・コンプライアンス	弁護士、裁判官、検察官の経験がある 法律事務所のパートナーの経験がある 法務・コンプライアンス部門における勤務・役員経験がある
リスク管理	リスク管理部門における勤務・役員経験がある 保険数理に関する専門的な知見を有している
財務・会計	財務・会計部門における勤務・役員経験がある 財務・会計に関する専門的な知見を有している
保険事業	保険業界での勤務・役員経験がある

〈ご参考〉取締役候補及び監査役候補の選任基準・独立性の判断基準（概要）

1. 社外取締役候補及び社外監査役候補

次に掲げる要件を満たすこと。

- 会社法が定める取締役、監査役の欠格事由に該当しないこと。
- 十分な社会的信用を有すること。
- 保険業法が定める保険持株会社の取締役、監査役の欠格事由に該当しないこと。
- 社外監査役にあつては保険業法等が定める保険会社の監査役の適格性を充足すること。

加えて、以下 (1) ～ (3) を満たすこと。

(1) 適格性	<p>会社経営に関する一般的常識及び取締役・取締役会の在り方についての基本的理解に基づき、経営全般のモニタリングを行い、アドバイスを行うために必要な次に掲げる資質を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○資料や報告から事実を認定する力 ○問題及びリスク発見能力・応用力 ○経営戦略に対する適切なモニタリング能力及び助言能力 ○率直に疑問を呈し、議論を行い、再調査、継続審議、議案への反対等の提案を行うことができる精神的独立性
(2) 専門性	<p>経営、経理、財務、法律、行政、社会文化等の専門分野に関する知見を有し、当該専門分野で相応の実績を挙げていること。</p>
(3) 独立性	<p>次に掲げる者に該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当社又は当社の子会社の業務執行者 ② 当社の子会社の取締役又は監査役 ③ 当社を主要な取引先とする者（その直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払いを当社又は当社の子会社から受けた者）又はその業務執行者 ④ 当社の主要な取引先（当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料（除く積立保険料）の2%以上の支払いを当社の子会社に対して行った者）又はその業務執行者 ⑤ 当社の上位10位以内の株主（当該株主が法人である場合は当該法人の業務執行者） ⑥ 当社又は当社の子会社が取締役を派遣している会社の業務執行者 ⑦ 当社又は当社の子会社から役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家 ⑧ 過去5年間に於いて上記②から⑦のいずれかに該当していた者 ⑨ 過去に当社又は当社の子会社の業務執行者であった者 ⑩ 上記①から⑨までに掲げる者の配偶者又は二親等内の親族
※ 通算任期	<p>2015年4月1日以降に新たに就任する社外取締役及び社外監査役の通算任期を次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 社外取締役にあつては、4期4年を目処とし、最長8期8年まで再任を妨げない。 ② 社外監査役にあつては、原則として1期4年とするが、最長2期8年まで再任を妨げない。

2. 社外取締役以外の取締役候補及び社外監査役以外の監査役候補

次に掲げる要件を満たすこと。

- 会社法が定める取締役、監査役の欠格事由に該当しないこと。
- 保険業法等が定める保険会社の常務に従事する取締役、監査役の適格性を充足すること。
- 保険業法が定める保険持株会社の取締役、監査役の欠格事由に該当しないこと。

加えて、多様な経験や専門性の高い経験等を有し、リーダーシップの発揮により企業理念を体現すること。

〈ご参考〉サクセッションプランについて

当社は、当社グループの持続的成長と企業価値向上を目指すため、グループCEO（以下「CEO」といいます。）の選解任および後継者の育成を経営の重要課題の一つと位置付け、サクセッションプランを定めました。

概要は以下のとおりです。

1. CEOの選任基準

- ・当社グループの経営理念（ミッション）・経営ビジョン・行動指針（バリュー）を体現し、社会との共通価値の創造（CSV：Creating Shared Value）の実現に高い価値観を有している
- ・将来ビジョンの構想力、構築力を備えている
- ・公平・公正さを備えている
- ・人財育成力を有している
- ・リーダーシップが発揮できる
- ・グローバルな対応力を有している
- ・グループベストを行動の基本としている

2. CEOの選任プロセス

(1) CEOによる推薦

- ・CEOは複数の候補者に優先順位をつけ、人事委員会（委員の過半数および委員長は社外取締役）に推薦します。
- ・候補者には当社グループ内出身者に加え、当社グループ外の人財を含めることができます。

(2) 人事委員会の審議

- ・人事委員会はCEOからの候補者推薦を受けて、審議を行います。
- ・社外取締役は、別の候補者を推薦することができます。

(3) 取締役会の決議

- ・(1)(2)のプロセスを経て、人事委員会は取締役会に助言を行い、取締役会の決議により決定します。

3. CEO候補者の育成計画

CEOは多くの候補者を育成することを自身の重要な役割と位置付け、候補者（当社グループ内出身者）には必要に応じて以下の経験を積ませることとします。

- ・複数部門（管理・業務・国際・営業・損害サービス・システム等）
- ・国内事業会社、海外子会社の経営

4. CEOの解任プロセス

- (1) 社外取締役は、CEOが執行役員規程に定める禁止事項に該当した場合（会社法その他の法令または会社の規程に定める義務に違反することなど）や、健康上その他の理由により職務を適正に継続することが難しいと判断される場合等、解任に関する論議が必要と判断した場合には、自らの発議によりCEO以外の人事委員会委員と審議します。

その審議結果に基づき、会社法および社内規程に則り、必要な手続きを行います。

- (2) 社外取締役以外の取締役は取締役会規程に基づき取締役会を招集請求のうえ、株主総会における取締役解任議案の提出を求めることができます。

〈ご参考〉 政策株式の削減取組みについて

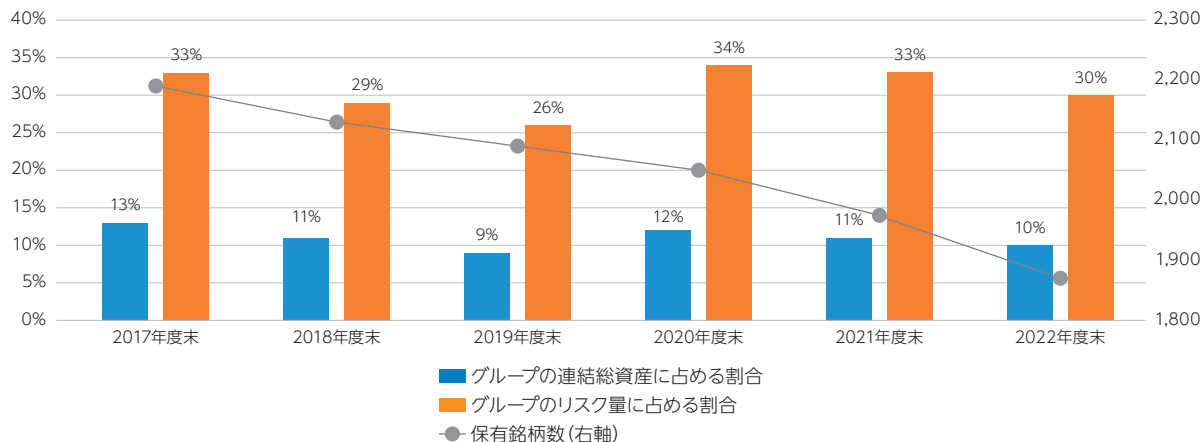
1. MS & ADインシュアランスグループとしての政策株式の保有削減に関する方針について

保険事業を中核とする当社グループは、多様な運用資産（債券や株式）に分散投資し、安定的な資産運用収益を獲得することによって、強固な財務基盤の構築に努めています。政策株式は、総合的な取引関係の維持・強化を目的として、長期保有を前提に投資する株式であり、その配当金は、国内損保子会社の利息配当金収入の約4割を占める主要な運用手段となっています。一方、株式を多く保有することによる株価変動の影響を減らし、強固な財務基盤を構築するために、政策株式の保有時価残高は引き続き削減する方針としています。

グループとしての削減額について、2017年度から2021年度の5年間は当初目標5,000億円に対し6,208億円、2022年度は当初目標年1,000億円（修正後1,500億円）に対し2,066億円といずれも目標を上回っており、2023年3月末の政策株式の保有時価残高は2兆6,045億円です。その結果、「グループの連結総資産に占める割合」は10%、「グループのリスク量に占める割合」は30%と、目標をおおむね達成しました。

しかしながら、当社グループの政策株式の保有時価残高は依然として高水準にあり、更なる資本効率の向上を目指すべく、現在取り組んでいる中期経営計画の4年間（2022年度から2025年度）で4,000億円の削減計画を6,000億円に増額することとしました。また、次期中期経営計画においても同水準の削減を継続し、政策株式の保有時価残高を2022年9月末比でおおむね半減することを目指しています。

〈政策株式の保有割合〉



<政策株式の削減額>

目標	現中期経営計画 (2022～2025年度累計)					
	修正前		修正後			
	4,000億円		6,000億円			
	前回までの削減計画 (2017～2021年度累計)					現中期経営計画（修正後）
						うち2022年度
目標	5,000億円					1,500億円
実績	6,208億円					2,066億円
(内訳)	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	
	1,513億円	1,367億円	1,118億円	1,027億円	1,181億円	

2. 政策株式の保有の適否の検証と削減取組み

三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保が保有している政策株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益、リスク等が資本コストに見合っているか、個別の銘柄ごとに運用収益や保険収支を踏まえた保有の適否の検証を実施し、当社の取締役会において、検証結果を確認しています。

個別銘柄の検証結果を踏まえて、合理性目標を充足せず特に改善を要する銘柄については、建設的な対話を実施し、改善が見込まれる場合には保有を継続し、改善の見込みがない場合には売却交渉を実施します。保有の妥当性が認められる場合にも、市場環境や当社の経営・財務戦略等を考慮し、売却することがあります。

3. 政策株式に係る議決権行使について適切な対応を確保するための考え方について

三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保は、日本版スチュワードシップ・コードの受入れを表明しており、対応方針およびスチュワードシップ活動の概況報告を公表しています。議決権の行使は投資先企業の経営に影響を与え、企業価値の向上につながる重要な手段と考えています。このため、定型的・短期的な基準で画一的に賛否を判断するのではなく、投資先企業との対話等を踏まえ、中長期的な企業価値向上、株主還元向上につながるかどうか等の視点に立って判断を行います。

議決権行使にあたっては、投資先企業において当該企業の発展と株主の利益を重視した経営が行われているか、反社会的行為を行っていないか等、具体的な判断基準・ガイドラインを設けています。基準・ガイドラインに該当した場合等、必要に応じて個別に精査したうえで、当該企業との対話等の結果を勘案し、議案への賛否を判断します。

1 保険持株会社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

当期の世界経済は、新型コロナウイルス感染症に対する規制緩和等により、景気持ち直しの動きが見られましたが、一方で、ウクライナ情勢の長期化に伴う原材料価格の高騰等により、物価上昇圧力が高まったことやインフレ抑制に向けた各国による金融政策の影響により先行き不透明な状況が続きました。

当期からスタートした中期経営計画（2022-2025）では、「リスクソリューションのプラットフォーマーとして、社会と共に成長する」ことを目指し、「レジリエントでサステナブルな社会を支える企業グループ」を実現するため、3つの基本戦略「Value（価値の創造）」「Transformation（事業の変革）」「Synergy（グループシナジーの発揮）」に取り組みました。当期の業績は、自然災害や新型コロナウイルス感染症などの影響により、グループ修正利益は年初予想（3,000億円）を下回りましたが、修正予想（1,700億円）を上回る1,727億円となりました。また、資本効率においては、グループ修正ROEが年初予想（7.6%）を下回りましたが、修正予想である4.6%を達成しました。財務の健全性の観点では、ESRが目標レンジ（180～250%）内の228%となりました。

<p>Value (価値の創造)</p>	<p>「CSV×DX^(*)」のグローバル展開により、すべてのステークホルダーに価値を提供し、企業価値を向上させること、及び、ビジネス・商品・サービスの収益性を高め、収益基盤を強化することを目指し、以下の取組みを行いました。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事故発生リスクAIアセスメント^(*)」など補償・保障前後の商品・サービスの開発と販売態勢の構築 ・火災保険の料率改定、防災・減災サービスの展開、新種保険の戦略商品の拡販など、国内損害保険事業の収支改善・拡大に向けた施策の推進
<p>Transformation (事業の変革)</p>	<p>新たなビジネスの創造等により、事業の構造を変革し事業環境の変化に適応すること、事業・商品・リスクポートフォリオを変革し、安定的な収益基盤を構築することを目指し、以下の取組みを行いました。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外事業における米国MGA^(*)市場への事業投資や国内生命保険事業・新たなビジネス領域の拡大 ・新たなビジネス領域の確立に向けDXも活用し、インターリスク総研を中核としたリスクコンサルティングを高度化 ・政策株式会社について、2022年度の修正目標（1,500億円）を上回る2,066億円を削減
<p>Synergy (グループシナジーの発揮)</p>	<p>グループの多様性を活かした連携強化による一層の成長の実現、グループ共通化・共同化・一体化の深化による生産性向上、グローバルベースでのシナジー発揮を目指し、以下の取組みを行いました。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三井住友海上・あいおいニッセイ同和損保の商品・損害サービス・事務などの領域における品質向上・生産性向上を図る「1プラットフォーム戦略」の推進 ・三井住友海上あいおい生命の販売網を活用した三井住友海上プライマリー生命の商品の販売推進、生損保併売の拡大 ・「グローバルシナジー」取組みとして、TENKA Iプロジェクト^(*)等による国内外グループ各社のノウハウ・スキルの共有・相互利用

- * 1 C S V (Creating Shared Value) × D X (Digital Transformation)
C S V (社会との共通価値の創造) に、D X (デジタルトランスフォーメーション) を掛け合わせることによって、生産性と競争力の向上を図り、持続的成長と企業価値向上を実現する取組み。
- * 2 事故発生リスク A I アセスメント
A I を活用し、交通事故発生リスクを地点 (道路区間・交差点) ごとに数値化して、地図上に可視化する自治体向けのサービス。
- * 3 MGA (Managing General Agent)
保険会社から権限などを付与され、保険募集に加えて引受けや損害額認定・査定の業務を担う代理店。
- * 4 T E N K A I プロジェクト
当社グループのシナジーを最大化すべく、ノウハウ・技術・サービスを国内・海外双方向で“展開”し、企業価値の向上と持続的な成長を加速する取組み。

当期の連結業績につきましては、以下のとおりとなりました。

区 分	2021年度	2022年度 (当期)	増減率
経 常 収 益	5兆1,320億円	5兆2,512億円	2.3%
経 常 利 益	3,904億円	2,311億円	△40.8%
親会社株主に帰属する当期純利益	2,627億円	1,615億円	△38.5%

当期における各事業の取組みの経過及び成果は、以下のとおりです。

国内損害保険事業

当社グループの中核損害保険会社である三井住友海上火災保険株式会社 (以下「三井住友海上」といいます。) とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社 (以下「あいおいニッセイ同和損保」といいます。) は、気候変動など社会課題の解決に貢献し、社会と共に成長すべく、C S Vに資する商品・サービスを開発・提供しました。三井住友海上では、「見守るクルマの保険 (プレミアムドラレコ型)」^(*)5) に、車両後方を鮮明に撮影する専用リアカメラをオプションで追加して社会のニーズに応えたほか、船舶事故が発生した際に自然環境の損害に対する拡大防止や回復活動の費用を補償する「海洋汚染対応追加費用補償特約」を発売するなど自然資本・生物多様性の保全・回復に資する商品・サービスを提供しました。あいおいニッセイ同和損保では、蓄積した自動車走行データを活用し、地方公共団体での交通安全の立案・効果検証を支援する「交通安全 E B P M 支援サービス」^(*)6) を提供したほか、業界屈指の手厚い補償やケガや病気の未然防止につながるサービスを提供するペット保険「ワンにゃん d e きゅん」を発売するなど、社会・地域の課題解決に資する商品・サービスを提供しました。また、両社共同で台風、水害、地震など災害発生時における事業者の社会貢献活動を支援する「災害対策支援保険」を発売したほか、脱炭素社会の実現に向け、ご契約のお車に大きな損害が発生した場合に、電気自動車等を代替自動車として取得する費用を補償する「電気自動車等買替費用特約」を国内損害保険会社で初めて開発・提供しました。

三井ダイレクト損害保険株式会社 (以下「三井ダイレクト損保」といいます。) では、「強くてやさしい」というブランドコンセプトを具体化する新商品として、補償や事故対応に「強く」、お客さまが自ら選べて納得感があり価格もリーズナブルで「やさしい」、その2つを兼ね備えた「強くてやさしいクルマの保険」を発売しました。

- * 5 見守るクルマの保険（プレミアムドラレコ型）
「360度撮影」や「ドライブレコーダー本体の車外利用（撮影・通話）」等の機能を備えた通信型ドライブレコーダーの活用により、事故を未然に防止するとともに事故の影響を減らして回復を支援するサービスを提供する自動車保険。
- * 6 交通安全E B P M支援サービス
自治体や都道府県警察における通学路の見直しや標識設置等の交通政策実施時に、保有するテレマティクスデータ（急減速などの自動車走行データ）をもとに「危険な交差点」を客観的に推定し、その交差点の詳細分析を通じて「危険の理由」を突き詰め、「最適な交通安全対策」を提案するサービス。なお、E B P M (Evidence-Based Policy Making) とは「証拠に基づく政策立案」の意。

セグメントごとの業績につきましては、以下のとおりとなりました。

	区分	2021年度	2022年度（当期）	増減率
三井住友海上	正味収入保険料	15,793億円	16,298億円	3.2%
	当期純利益	1,457億円	1,078億円	△26.0%
あいおいニッセイ同和損保	正味収入保険料	12,913億円	13,355億円	3.4%
	当期純利益	539億円	431億円	△20.0%
三井ダイレクト損保	正味収入保険料	354億円	345億円	△2.5%
	当期純利益	7億円 ^(※)	8億円	21.5%

(※) 2021年度は出資持分考慮後の当期純利益

国内生命保険事業

三井住友海上あいおい生命保険株式会社（以下「三井住友海上あいおい生命」といいます。）では、入院や手術に備える医療保険において、入院時（日帰り入院も含みます。）に一時金を受け取れる保障を新設するとともに、ガン保険において、ガンと確定診断されたときに保険料の支払いが不要となる特約を追加し、商品の魅力向上を図りました。さらに、保険商品による保障の提供に加え、「予防・早期発見、重症化・再発防止」にも対応し、お客さまの健康をトータルでサポートすることを目指す新しいヘルスケアサービスブランド「MS Aケア」をリリースし、保険商品とヘルスケアサービスを一体で提供しました。

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社（以下「三井住友海上プライマリー生命」といいます。）では、お客さまの資産形成や資産寿命の延伸につながる商品の魅力向上を図るため、年金原資を守りながらふやす楽しみがある指数連動型年金保険「みのり 10年」において保証重視コースと運用重視コースを新設して選択肢を増やしました。また、お客さま向けWEBサービス「プライマリー生命マイページ」を全面刷新し、画面デザインの一新やサービス内容の充実により、利便性の高いサービスを提供しました。

セグメントごとの業績につきましては、以下のとおりとなりました。

	区分	2021年度	2022年度 (当期)	増減率
三井住友海上あいおい生命	新契約高	16,904億円	14,566億円	△13.8%
	保有契約高	238,477億円	232,499億円	△2.5%
	当期純利益	210億円	127億円	△39.6%
三井住友海上プライマリー生命	新契約高	8,196億円	12,798億円	56.1%
	保有契約高	68,036億円	69,322億円	1.9%
	当期純利益	530億円	197億円	△62.7%

海外事業

当社グループでは、海外自然災害リスクの保険引受けを抑制しつつ、海外事業の成長を通じたグループの利益の拡大や安定化に向けた取組みを進めました。さらなる事業拡大のための事業投資を行いつつ、海外拠点に対するガバナンスや海外自然災害リスクの管理などの強化にも取り組みました。

三井住友海上では、米国において成長を続けているMGA市場を捕捉すべく、Transverse Insurance Group, LLC^(*7) (以下「Transverse社」といいます。)を買収し、米国保険市場におけるプレゼンスの拡大を図りました。また、MS Amlin事業は、自然災害リスクの抑制と引受けの厳選、料率引上げなどの収支改善取組みを継続した結果、ロシア・ウクライナ紛争、ハリケーン・イアンによる損害などの影響を受けながらも保険引受利益を黒字化するなど収益力が強化されました。アジア地域では、デジタル技術の活用やプラットフォーム等との連携によるリテール市場の開拓や、MS First Capital Insurance Limited等の各拠点の強みを活かした域内連携強化による企業市場の開拓を継続して進め、引き続き安定した収益をあげました。

あいおいニッセイ同和損保では、日本、米国、欧州、中国、東南アジアの5極を中心としたテレマティクス・モビリティサービス事業を進めました。欧州ではMind Foundry^(*8)と共同開発したAIモデルを用い、料率設定や保険金支払業務の効率化などによる収支改善に取り組みました。また、タイにおいて、運転挙動反映型自動車保険の累計販売件数が20万件を超え、データ活用の先進事例としてInsurance Asia Awards 2022^(*9)でInsurtech Initiative of the Year - Thailandを受賞するなどテレマティクス技術を用いたイノベーション取組みが高く評価され、アジア地域でのプレゼンス向上に貢献しました。

* 7 Transverse Insurance Group, LLC

MGAに一定の機能と権限を委譲し、そのMGAが販売した保険契約に関わるリスクを再保険会社へ仲介するビジネスモデルの保険事業を展開する持株会社。2018年に米国で設立。

* 8 Mind Foundry

オックスフォード大学のAI分野の教授2名が設立した、AI開発に強みを持つスタートアップ企業。

* 9 Insurance Asia Awards 2022

アジア太平洋地域の保険会社や投資家などを対象とした出版物「Insurance Asia」の発行会社、Charlton Media Groupが主催する表彰制度。

海外保険子会社の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

区 分	2021年度	2022年度 (当期)	増減率
正味収入保険料	7,030億円	9,341億円	32.9%
出資持分考慮後の当期純利益	245億円	157億円	△36.0%

リスク関連サービス事業

MS & ADインターリスク総研株式会社（以下「インターリスク総研」といいます。）を中核として、デジタル・データも活用し、グループ一体で補償・保障前後のサービスの開発・提供に取り組みました。

AIを活用したサービスとして、「事故発生リスクAIアセスメント」の販売を開始したほか、災害シミュレーションなどによりリスク分析と被害の推定を行うサービスを提供しました。また、生物多様性保全、SDGs、「ビジネスと人権」などの社会・環境課題への取組み、気候変動リスクへの対応、温室効果ガス排出量の算定や目標策定などの企業における脱炭素化の取組みを支援しました。

金融サービス事業

当社グループでは、安定的に収益に貢献することを目指し、社会課題や環境変化、お客さまニーズを踏まえ、国内営業網だけでなく海外ネットワークも含んだグループの総合力を使ってビジネスを展開することで、保険にとらわれない多様な商品・サービスを提供しました。

三井住友海上では、企業の福利厚生の一助として従業員の生涯収支のシミュレーションを行い、資産形成をサポートする新サービス「人生100年ラウンジ」の販売を開始したほか、自然災害や異常気象による経済的損失の軽減を図る天候デリバティブの販売に注力しました。

また、三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保では、長寿社会における資産形成ニーズに応えるべく、企業向け・個人向けの確定拠出年金商品を引き続き販売しました。

サステナビリティ推進

当社グループの中期経営計画においては、サステナビリティを基本戦略を支える基盤取組みの一つと位置づけ、「地球環境との共生 (Planetary Health)」「安心・安全な社会 (Resilience)」「多様な人々の幸福 (Well-being)」を重点課題として取り組みました。

地球環境との共生 (Planetary Health)	2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする目標の達成に向け、脱炭素化技術の採用がある場合を除き、既設の石炭火力発電所と、主に発電用の燃料とする石炭を産出する炭鉱の新規保険引受けを停止しました。また、自然資本の分野では、当社はTNFD ^(*10) フォーラムメンバーとして、自然関連の財務情報開示枠組みの策定論議に参画しました。
安心・安全な社会 (Resilience)	企業活動のサプライチェーン全体におけるサイバーセキュリティ対策に寄与する保険やリスクコンサルティングサービス（「情報セキュリティeラーニング」等）をグループ各社で共同開発・販売するなど、新たなリスクに対応した商品・サービスを提供しました。
多様な人々の幸福 (Well-being)	人権デュー・ディリジェンスに基づき設定した3つの重点項目（「公平・公正なお客さま対応」「引受・投融資先、外部委託先における人権対応の考慮」「社員の健康への配慮と差別のない職場環境」）について、予防・改善策、モニタリング方法を策定し、以下の取組みを行いました。 ・代理店・外部委託先への人権啓発研修 ・取組状況の確認や海外拠点における人権基本方針の策定・周知徹底など また、健康増進や未病・重症化予防につながる生命保険商品の提供、長寿に備える資産形成型商品・サービスの提供、社員のエンゲージメント向上を進めました。

*10 TNFD (Taskforce on Nature-related Financial Disclosures)
自然関連財務情報開示タスクフォース。

■ 対処すべき課題

今後のわが国を含む世界経済は、景気の緩やかな持ち直しが持続することが期待される一方、世界的な金融引締めに伴う影響や物価上昇等による下振れリスクが懸念されます。

保険業界においては、大規模自然災害の頻発やウィズコロナ社会への移行、地政学リスクの高まりといった不確実な環境下においても、様々な課題に対応し社会のレジリエンスを高める社会インフラとしての役割を果たしていくことが求められております。

このような中、2023年度は前年度よりスタートした中期経営計画の2年目を迎え、当社グループでは、引き続き「リスクソリューションのプラットフォームとして、社会と共に成長する」ことをテーマに掲げ、レジリエントでサステナブルな社会を支える企業グループを実現するため、「Value（価値の創造）」「Transformation（事業の変革）」「Synergy（グループシナジーの発揮）」を基本戦略とし、「サステナビリティ」「品質」「人財」「ERM」を基本戦略を支える基盤として、各取組みを進めてまいります。

基本戦略

Value (価値の創造)

「CSV×DX」取組みをグローバルに展開することで、気候変動をはじめとした社会課題の解決に貢献します。また、データやデジタルを活用したリスクコンサルティングを高度化し、補償・保障前後の商品・サービスの開発を進め、収益基盤を強化します。

Transformation (事業の変革)

主に「商品」「事業」「リスク」のポートフォリオ変革を進め、大規模自然災害やパンデミック等の発生にも耐えうる態勢を構築します。

Synergy (グループシナジーの発揮)

「1プラットフォーム戦略」によりグループ共通化・共同化・一体化を推進します。また、「生損保事業のシナジー」を進めるとともに、国内外のグループ各社のノウハウ等を活用し合う「グローバルシナジー」を追求し、グループの多様性を活かし連携を強化することで一層の成長につなげます。

基盤

サステナビリティ

ステークホルダーと当社グループ双方に重要度が高い社会課題である「地球環境との共生」「安心・安全な社会」「多様な人々の幸福」に取り組みます。

品質

社会の信頼とお客さまの満足を確保するとともに、透明性と実効性の高いコーポレートガバナンスを実践します。

人財

基本戦略の実行を支える人財を確保するとともに、その能力・スキル・意欲を最大限に発揮できる環境を整備します。

ERM

リスク、リターン、資本の一体的管理による収益力と資本効率の向上に努め、政策株式の削減を進めます。

主な事業領域別の取組方針は以下のとおりです。

国内損害保険事業においては、「特色ある3つの損害保険会社」「国内最大の販売網」「日本有数の企業グループとの緊密な関係」といった強みを活かして、トップラインを拡大し安定的な利益を創出してまいります。引き続き、火災保険の収益改善に取り組むとともに、「1プラットフォーム戦略」の推進をはじめとする事業費の削減取組みにより、収益性の向上を図ります。

国内生命保険事業においては、三井住友海上あいおい生命と三井住友海上プライマリー生命の強みであるチャンネル（損保代理店、金融窓販）を活かした顧客アプローチを強化し、収益を拡大していくとともに、2社の連携による資産形成マーケットの開拓を進め、持続的な成長を図ります。

海外事業においては、収益力が回復してきたMS Amlin事業における良績契約の引受拡大、Transverse社を活用した米国MGA市場の取込み、アジアのリテール事業強化等の収益力強化の取組みを着実に推進し、加えて、米国・アジアでの事業投資やグローバルシナジーの強化などを進めてまいります。また、資本効率を向上させるため、収益性と成長性のモニタリングを進め、海外事業管理の高度化に取り組んでまいります。

リスク関連サービス事業においては、インターリスク総研をグループの中核に、デジタル・データの活用による補償・保障前後のサービスやコンサルティングなどのリスクマネジメントサービスを強化し、新たな事業機会を創出してまいります。

当社グループは引き続き、これら各事業領域における収益力の向上により資本効率を高め、資本コスト・株価を意識した経営、企業価値向上に努めてまいります。

さらに、サステナビリティにおける3つの重点課題として掲げた「地球環境との共生」「安心・安全な社会」「多様な人々の幸福」に基づき、社会の持続可能性への貢献と当社グループの長期的成長に向けて取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(注) 本事業報告（以下の諸表を含みます。）における金額及び株数は、記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率などの比率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで表示しております。

(2) 企業集団及び保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 (当期)
経 常 収 益	5,168,361	4,892,244	5,132,042	5,251,271
経 常 利 益	157,701	306,524	390,499	231,113
親会社株主に帰属する当期純利益	143,030	144,398	262,799	161,530
包 括 利 益	△157,288	753,938	310,470	△80,923
純 資 産 額	2,494,038	3,126,657	3,302,749	3,056,273
総 資 産	23,196,455	24,142,562	25,033,846	25,000,433

ロ 保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 (当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
営業収益	130,128	216,887	124,693	179,756
受取配当金	129,968	216,724	124,536	179,589
保険業を営む子会社等	128,619	215,825	122,657	177,550
その他の子会社等	1,348	899	1,878	2,038
当期純利益	33,244	232,030	117,016	174,315
1株当たり当期純利益	57円72銭	411円03銭	211円25銭	323円26銭
	百万円	百万円	百万円	百万円
総資産	1,656,210	1,766,273	1,700,359	1,687,398
保険業を営む子会社等株式等	1,430,635	1,496,497	1,422,745	1,425,216
その他の子会社等株式等	179,149	42,050	47,321	54,003

(3) 企業集団の資金調達状況

該当事項はありません。

(4) 企業集団の設備投資状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
(保険持株会社)	
MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社	—
(国内損害保険事業)	
三井住友海上火災保険株式会社	12,637
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	8,072
三井ダイレクト損害保険株式会社	179
(国内生命保険事業)	
三井住友海上あいおい生命保険株式会社	494
三井住友海上プライマリー生命保険株式会社	563
(海外事業)	
海外保険子会社	2,884
その他	157

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内容	金額
(国内損害保険事業)		
三井住友海上火災保険株式会社	高松ビルに係る建物の建替え	2,108

(5) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区	損害保険業務	1918年10月21日	139,595百万円	100.0%	—
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区	損害保険業務	1918年6月30日	100,005百万円	100.0%	—
三井ダイレクト損害保険株式会社	東京都文京区	損害保険業務	1999年6月3日	39,106百万円	100.0%	—
a u 損害保険株式会社	東京都港区	損害保険業務	2010年2月23日	3,150百万円	49.0% (49.0%)	—
三井住友海上あいおい生命保険株式会社	東京都中央区	生命保険業務	1996年8月8日	85,500百万円	100.0%	—
三井住友海上プライマリー生命保険株式会社	東京都中央区	生命保険業務	2001年9月7日	41,060百万円	100.0%	—
リトルファミリー少額短期保険株式会社	東京都品川区	少額短期保険業務	2019年8月1日	75百万円	97.3% (97.3%)	—
三井住友海上キャピタル株式会社	東京都中央区	ベンチャー キャピタル事業	1990年12月6日	1,000百万円	100.0% (100.0%)	—
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	東京都港区	投資運用業、 投資助言・代理業	1985年7月15日	2,000百万円	15.0% (15.0%)	—
MS & ADインターリスク総研株式会社	東京都千代田区	リスクマネジメント・ コンサルティング業務	1993年1月4日	330百万円	100.0%	—
MSIG Holdings (U.S.A.), Inc.	アメリカ合衆国 ニューヨーク	持株会社	1988年10月21日	1,362百万米ドル (181,926百万円)	100.0% (100.0%)	—
Mitsui Sumitomo Insurance USA Inc.	アメリカ合衆国 ニューヨーク	損害保険業務	1988年1月28日	5,000千米ドル (667百万円)	100.0% (100.0%)	—
Mitsui Sumitomo Insurance Company of America	アメリカ合衆国 ニューヨーク	損害保険業務	2001年3月29日	5,000千米ドル (667百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSIG Specialty Insurance USA Inc.	アメリカ合衆国 ニューヨーク	損害保険業務	1994年1月11日	5,000千米ドル (667百万円)	100.0% (100.0%)	—
Transverse Insurance Group, LLC	アメリカ合衆国 デラウェア	持株会社	2018年6月26日	107,695千米ドル (14,380百万円)	100.0% (100.0%)	—
Transverse Specialty Insurance Company	アメリカ合衆国 ダラス	損害保険業務	1982年11月18日	5,000千米ドル (667百万円)	100.0% (100.0%)	—
Transverse Insurance Company	アメリカ合衆国 ダラス	損害保険業務	1961年3月14日	4,200千米ドル (560百万円)	100.0% (100.0%)	—
TRM Specialty Insurance Company	アメリカ合衆国 ダラス	損害保険業務	1987年11月5日	2,500千米ドル (333百万円)	100.0% (100.0%)	—
DTRIC Insurance Company, Limited	アメリカ合衆国 ホノルル	損害保険業務	1978年12月12日	4,500千米ドル (600百万円)	100.0% (100.0%)	—
DTRIC Insurance Underwriters, Limited	アメリカ合衆国 ホノルル	損害保険業務	2007年2月2日	2,500千米ドル (333百万円)	100.0% (100.0%)	—

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
Mitsui Sumitomo Seguros S/A.	ブラジル サンパウロ	損害保険業務	1965年12月15日	619,756千 ブラジルリアル (16,243百万円)	100.0% (100.0%)	—
Aioi Nissay Dowa Europe Limited	イギリス ロンドン	持株会社	2017年11月8日	350,010千英ポンド (57,947百万円)	100.0% (100.0%)	—
Aioi Nissay Dowa Insurance UK Limited	イギリス ロンドン	損害保険業務	2017年12月11日	135,100千英ポンド (22,367百万円)	100.0% (100.0%)	—
MS Amlin Corporate Member Limited	イギリス ロンドン	損害保険業務	1994年9月19日	1,700千英ポンド (281百万円)	100.0% (100.0%)	—
MS Amlin Underwriting Limited	イギリス ロンドン	損害保険業務	1988年11月29日	400千英ポンド (66百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSI Corporate Capital Limited	イギリス ロンドン	損害保険業務	2000年1月7日	5,200千英ポンド (860百万円)	100.0% (100.0%)	—
Mitsui Sumitomo Insurance Company (Europe), Limited	イギリス ロンドン	損害保険業務	1972年7月28日	80,700千英ポンド (13,360百万円)	100.0% (100.0%)	—
Leadenhall Capital Partners LLP	イギリス ロンドン	投資運用業	2008年4月30日	2,850千米ドル (380百万円)	80.0% (80.0%)	—
MS Amlin AG	スイス チューリッヒ	損害保険業務	2010年8月19日	10,000千スイスフラン (1,461百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSIG Insurance Europe AG	ドイツ ケルン	損害保険業務	2012年4月20日	184,000千ユーロ (26,812百万円)	100.0% (100.0%)	—
Aioi Nissay Dowa Life Insurance of Europe AG	ドイツ イスマニング	生命保険業務	2005年12月8日	5,000千ユーロ (728百万円)	100.0% (100.0%)	—
MS Financial Reinsurance Limited	パミュダ ハミルトン	生命保険業務	2011年11月21日	46百万円	100.0% (100.0%)	—
MS Amlin Insurance SE	ベルギー ブリュッセル	損害保険業務	2016年1月4日	140,000千ユーロ (20,400百万円)	100.0% (100.0%)	—
Aioi Nissay Dowa Insurance Company of Europe SE	ルクセンブルク セナングルベル	損害保険業務	2004年11月12日	41,875千ユーロ (6,102百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSIG Insurance (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール	損害保険業務	2004年9月23日	333,442千 シンガポールドル (33,544百万円)	100.0% (100.0%)	—
MS First Capital Insurance Limited	シンガポール シンガポール	損害保険業務	1950年12月9日	26,500千 シンガポールドル (2,665百万円)	97.7% (97.7%)	—
Aioi Nissay Dowa Insurance Company Australia Pty Ltd	オーストラリア メルボルン	損害保険業務	2008年8月1日	87,800千 オーストラリアドル (7,874百万円)	100.0% (100.0%)	—
Challenger Limited	オーストラリア シドニー	持株会社	1985年9月13日	2,513百万 オーストラリアドル (225,464百万円)	15.2%	—
MSIG Mingtai Insurance Co.,Ltd.	台湾 台北	損害保険業務	1961年9月22日	2,535百万 新台湾ドル (11,107百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSIG Insurance (Hong Kong) Limited	中華人民共和国 香港	損害保険業務	2004年9月8日	1,625百万香港ドル (27,655百万円)	100.0% (100.0%)	—

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
Aioi Nissay Dowa Insurance (China) Company Limited	中華人民共和国 天津	損害保険業務	2009年1月23日	1,000百万中国元 (19,420百万円)	100.0% (100.0%)	—
Mitsui Sumitomo Insurance (China) Company Limited	中華人民共和国 上海	損害保険業務	2007年9月6日	500,000千中国元 (9,710百万円)	100.0% (100.0%)	—
BOCOM MSIG Life Insurance Company Limited (交銀人寿保險有限公司)	中華人民共和国 上海	生命保険業務	2000年7月4日	5,100百万中国元 (99,042百万円)	37.5%	—
MSIG Insurance (Vietnam) Company Limited	ベトナム ハノイ	損害保険業務	2009年2月2日	300,000百万 ベトナムドン (1,710百万円)	100.0% (100.0%)	—
Cholamandalam MS General Insurance Company Limited	インド チェンナイ	損害保険業務	2001年11月2日	2,988百万 インドルピー (4,900百万円)	40.0% (40.0%)	—
Max Financial Services Limited	インド ナワーンシエヘル	持株会社	1988年2月24日	690,065千 インドルピー (1,131百万円)	21.9% (21.9%)	—
Max Life Insurance Company Limited	インド チャンディーガル	生命保険業務	2000年7月11日	19,188百万 インドルピー (31,468百万円)	— (—)	—
PT. Asuransi Jiwa Sinarmas MSIG Tbk	インドネシア ジャカルタ	生命保険業務	1984年7月17日	210,000百万 インドネシアルピア (1,869百万円)	80.0% (80.0%)	—
PT. Asuransi MSIG Indonesia	インドネシア ジャカルタ	損害保険業務	1975年12月17日	100,000百万 インドネシアルピア (890百万円)	80.0% (80.0%)	—
Ceylinco Insurance PLC	スリランカ コロンボ	持株会社	1987年2月11日	1,324百万 スリランカルピー (543百万円)	15.0% (15.0%)	—
MSIG Insurance (Thailand) Public Company Limited	タイ バンコク	損害保険業務	1983年4月14日	142,666千 タイバーツ (557百万円)	86.4% (86.4%)	—
BPI/MS Insurance Corporation	フィリピン マカティ	損害保険業務	1965年10月1日	350,000千 フィリピンペソ (864百万円)	48.5% (48.5%)	—
MSIG Insurance (Malaysia) Bhd.	マレーシア クアラルンプール	損害保険業務	1979年4月28日	1,511百万 マレーシアリング (45,663百万円)	65.4% (65.4%)	—
Hong Leong Assurance Berhad	マレーシア クアラルンプール	生命保険業務	1982年12月20日	200,000千 マレーシアリング (6,042百万円)	30.0% (30.0%)	—
MSIG Insurance (Lao) Co., Ltd.	ラオス ビエンチャン	損害保険業務	2009年9月18日	2,000千米ドル (267百万円)	51.0% (51.0%)	—

(注) 1. 上表は重要な子会社及び関連会社について記載しております。

2. 資本金欄の()内には、当事業年度の末日の為替相場により換算した円貨額を記載しております。

3. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の()内には、間接所有に係る議決権比率を記載しております。

4. 三井住友DSアセットマネジメント株式会社、Challenger Limited、Max Life Insurance Company Limited及びCeylinco Insurance PLCに対する持分は100分の20未満ですが、実質的な影響力を持っているため関連会社としたものであります。

(6) 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
2023年1月3日	<p>当社の子会社である三井住友海上は、2022年8月10日に、Virgo Transverse Core LLC等と、Transverse社を買収する基本合意に至りました。その後、関係各国の監督当局の認可を得て、2023年1月3日付（米国時間）で三井住友海上の米国子会社を通じた買収手続を完了いたしました。取得価額は399百万米ドル^(注)となっております。対象会社の概要及び株式の取得目的は以下のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none">・対象会社の概要 社名：Transverse Insurance Group, LLC 本社：米国デラウェア州 事業内容：傘下に損害保険会社等を有する持株会社・取得の目的 米国MG A市場の成長取込みによる収益拡大や、三井住友海上の強固な財務基盤を背景としたTransverse社の信用力引上げによるビジネス機会の拡大等のグループシナジー効果を発揮することを目的とするものであります。 <p>(注) 買収後のTransverse社の業績の水準等に応じて一定の追加額を支払う業績連動型追加支払条項を有しております。</p>

(7) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の様況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
柄澤 康喜	取締役会長 会長執行役員	—	—
金杉 恭三	代表取締役 取締役副会長 副会長執行役員	あいおいニッセイ同和損害保険株式 会社取締役会長	—
原 典之	代表取締役 取締役社長 社長執行役員 (グループCEO)	三井住友海上火災保険株式会社取締 役会長 会長執行役員	—
樋口 哲司	代表取締役 副社長執行役員 総合企画部、デジタルイノベーション 部副担当、グローバル事業開発部、広 報・IR部、国際管理部、海外生保事 業部、監査部、資本政策、サステナビ リティ、グループCFO	—	—
福田 真人	取締役 執行役員 販売	三井住友海上火災保険株式会社取締 役 副社長執行役員	—
白井 祐介	取締役 執行役員 経営全般補佐	あいおいニッセイ同和損害保険株式 会社取締役常務執行役員	—
坂東眞理子	取締役 (社外取締役)	学校法人昭和女子大学理事長 昭和女子大学総長 株式会社三菱総合研究所取締役 (社 外取締役) 株式会社イトーキ取締役 (社外取締 役)	—
有馬 彰	取締役 (社外取締役)	—	—
飛松 純一	取締役 (社外取締役)	外苑法律事務所弁護士 株式会社アマナ取締役 (社外取締役) 株式会社エーアイ取締役 (社外取締 役 (監査等委員)) 株式会社キャンディール取締役 (社外 取締役 (監査等委員))	—

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
ロッシェル・カップ	取締役 (社外取締役)	Japan Intercultural Consulting マネージングプリンシパル (社長) 株式会社ライトワークス取締役 (社外取締役)	—
石渡 明美	取締役 (社外取締役)	—	—
神野 秀磨	監査役 (常勤)	—	—
須藤 敦子	監査役 (常勤)	—	—
千代田邦夫	監査役 (社外監査役)	寺崎電気産業株式会社取締役 (社外取締役 (監査等委員)) 星和電機株式会社取締役 (社外取締役 (監査等委員))	公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
植村 京子	監査役 (社外監査役)	深山・小金丸法律会計事務所弁護士 ソフトバンク株式会社取締役 (社外取締役)	—

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、取締役坂東眞理子氏、有馬彰氏、飛松純一氏、ロッシェル・カップ氏及び石渡明美氏並びに監査役千代田邦夫氏及び植村京子氏が一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。
2. 当社は執行役員制度を導入しております。2023年3月31日現在の執行役員（執行役員を兼務する取締役を除きます。）は、次のとおりであります。

専務執行役員	田村 悟	人事・総務部、経理部、コンプライアンス部、リスク管理部、監査部、グループCRO
執行役員	船 曳 真一郎	経営全般補佐
執行役員	本 島 なおみ	DE & I 担当
執行役員	一本木 真 史	デジタルイノベーション部、グループCDO (DX推進)
執行役員	新 納 啓 介	経営全般補佐
執行役員	一 柳 若 菜	損害サービス
執行役員	川 手 環	海外事業
執行役員	嶋 津 智 幸	経営全般補佐
執行役員	川 辺 寿 也	人事・総務部長
執行役員	早 川 琢 磨	資産運用、金融サービス事業

執行役員	津田 卓也	データマネジメント部、IT企画部、事務・システム、グループCIO (IT推進)、グループCSO (情報セキュリティ)
執行役員	大和田 博義	総合企画部長
執行役員	荒川 裕司	商品・再保険
執行役員	鈴木 啓司	リスク管理部長

3. 2023年4月1日付で執行役員の異動がありました。同日現在の執行役員は、次のとおりであります。

会長執行役員	柄澤 康喜	
副会長執行役員	金杉 恭三	
社長執行役員	原 典之	グループCEO
副社長執行役員	樋口 哲司	総合企画部、デジタルイノベーション部副担当、広報・IR部、国際管理部、海外事業企画部副担当、監査部、資本政策、グループCFO
専務執行役員	田村 悟	人事・総務部、経理部、コンプライアンス部、リスク管理部、監査部、グループCRO
常務執行役員	本島 なおみ	サステナビリティ推進部、DE&I担当、グループCSuO (サステナビリティ)
執行役員	舩 曳 真一郎	経営全般補佐
執行役員	新納 啓介	経営全般補佐
執行役員	川手 環	海外事業企画部
執行役員	嶋津 智幸	経営全般補佐
執行役員	川辺 寿也	人事・総務部長
執行役員	白井 祐介	経営全般補佐
執行役員	早川 琢磨	資産運用、金融サービス事業
執行役員	津田 卓也	データマネジメント部、IT企画部、グループCIO (IT推進)、グループCSO (情報セキュリティ)
執行役員	大和田 博義	総合企画部長
執行役員	荒川 裕司	商品・再保険
執行役員	鈴木 啓司	リスク管理部長
執行役員 (新任)	立松 博	販売
執行役員 (新任)	本山 智之	デジタルイノベーション部、事務、グループCDO (DX推進)
執行役員 (新任)	佐藤 満	損害サービス
執行役員 (新任)	堀 幸子	リスク管理担当補佐

4. 当社は、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の社外監査役を1名選任しております。

補欠監査役	目黒 高三
-------	-------

(2) 会社役員に対する報酬等

イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び支給対象となった人数

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬	業績連動報酬等	
				金銭報酬	非金銭報酬等 (株式報酬)
取締役	12名	376	248	65	63
監査役	4名	80	80	—	—
計	16名	457	328	65	63

- (注) 1. 支給人数には、当事業年度中に退任した取締役1名を含んでおります。
 2. 固定報酬には、当事業年度中に退任した取締役1名に対する報酬等を含んでおります。
 3. 当事業年度において支給した取締役6名の業績連動報酬等に、前事業年度の業績に基づく業績連動報酬等の引当金繰入額との差額19百万円が発生いたしましたが、上表には含まれておりません。

ロ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等

当社は、社外取締役が過半数を占める報酬委員会における審議を経たうえで、2019年2月14日、同年5月20日、2021年5月20日及び2022年12月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等を以下のとおり決議しております。

a. 基本方針

- ・当社グループのガバナンス強化及び中長期的な企業価値向上を目的とします。
- ・会社業績と連動し、持続的な成長への適切なインセンティブとなる役員報酬制度とします。
- ・グローバル企業として競争力のある報酬水準とします。

b. 決定プロセス

(a) 取締役の報酬等

- ・透明性を確保するため、社外取締役が過半数を占める報酬委員会における審議を経たうえで、取締役会の決議により、株主総会の決議により定められた金額の範囲内で決定します。
- ・報酬委員会は、取締役の報酬等の額及び役員報酬等の決定に関する方針等について取締役会に助言します。
- ・取締役会は、報酬委員会の助言を最大限尊重します。また、報酬等の額は、取締役会で決議した報酬体系に沿っていることを確認したうえで決定します。

なお、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬委員会の助言が最大限尊重されていることや取締役会で決議した報酬体系に沿っていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(b) 監査役の報酬等

- ・株主総会の決議により定められた金額の範囲内で、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況、取締役の報酬等の内容及び水準等を考慮し、監査役の協議により決定します。

c. 報酬の概要

(a) 報酬の構成

	固定報酬	業績連動報酬	
		金銭報酬	株式報酬
取締役（社外取締役を除きます。）	○	○	○
社外取締役	○	—	—
監査役	○	—	—

- ・固定報酬と業績連動報酬で構成します。社外取締役及び監査役は固定報酬のみとします。
- ・固定報酬は役位別に定めています。
- ・業績連動報酬は会社業績を踏まえて決定します。
- ・業績連動報酬は金銭報酬と株式報酬で構成します。
- ・固定報酬は当事業年度に月例で支給し、業績連動報酬は事業年度終了後に支給します。
- ・役員報酬の標準的な構成比率は、役位に応じて次のとおりです（社外取締役及び監査役を除きます。）。

<取締役社長>

業績連動報酬の比率を他の役位以上とする構成としています。

(標準割合)

【固定報酬】 50%	【業績連動報酬】 金銭報酬 25%	【業績連動報酬】 株式報酬 25%
---------------	-------------------------	-------------------------

<その他の役位>

役位に応じて固定報酬、業績連動報酬の割合が異なる構成としています。

(標準割合)

【固定報酬】 約60%～約70%	【業績連動報酬】 金銭報酬 約20%	【業績連動報酬】 株式報酬 約10%～約20%
---------------------	--------------------------	-------------------------------

(b) 株式報酬の内容

- ・ 株式報酬は、譲渡制限付株式による支給とし、原則として役員退任時に譲渡制限を解除します。
- ・ 在任中の不正行為等が明らかになった場合は、譲渡制限付株式について、譲渡制限期間中の無償取得を行い、又は譲渡制限解除後の返還を行わせることとします。

譲渡制限付株式報酬制度の概要	
対象取締役	社外取締役以外の取締役
支給する金銭報酬債権額（上限）	年額 2 億円
割り当てる株式の種類	普通株式 (譲渡制限付株式割当契約において譲渡制限を付したもの)
割り当てる株式の総数（上限）	年13万株
譲渡制限期間	割当日から当該対象取締役が当社の取締役その他取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間

d. 業績連動報酬に係る業績指標等

- ・ 業績連動報酬は会社業績と連動し、財務指標と非財務指標をもとに決定します。
- ・ 財務指標と非財務指標は、グループ中期経営計画（2022-2025）を踏まえて選定したものであり、指標の内容及び選定理由は以下のとおりです。

(a) 財務指標

- ・ 財務指標は、単年度の業績を役員報酬に反映するための指標です。

指標	選定理由
グループ修正利益 ^(※1)	株主還元のための指標であるグループ修正利益、資本効率の指標であるグループ修正ROE及びグループの重要な業績指標である連結当期純利益を選定したものです。 ※IFRS導入以降は、左記指標を、「IFRS純利益」及びIFRSベースの「修正ROE」に変更する予定です。
連結当期純利益	
グループ修正ROE ^(※2)	

*1 グループ修正利益

連結当期利益 + 異常危険準備金等繰入額 - その他特殊要因（のれん・その他無形固定資産償却額等） + 非連結グループ会社持分利益

*2 グループ修正ROE

グループ修正利益 ÷ [修正純資産（連結純資産 + 異常危険準備金等 - のれん・その他無形固定資産）の期初・期末平均]

(b) 非財務指標

- ・非財務指標は、中長期の業績に寄与する取組みを役員報酬に反映するための指標です。

評価項目		選定理由
基本戦略	○Value (価値の創造) ○Transformation (事業の変革) ○Synergy (グループシナジーの発揮)	グループ中期経営計画 (2022-2025) の目指す姿である「レジリエントでサステナブルな社会を支える企業グループ」を実現するための、「基本戦略」と基本戦略を支える「基盤」を、非財務指標の評価項目に選定したものです。
基盤	○サステナビリティ ○品質 ○人財 ○ERM	

(c) 財務指標、非財務指標の適用方法

- ・業績連動報酬の算定における財務指標と非財務指標の割合は、「50：50」を標準としています。
- ・適用係数は標準1.0に対して財務指標は0～3.0、非財務指標は0.5～1.5の幅で変動します。
- ・業績連動報酬は、金銭報酬、株式報酬それぞれについて、役員別基準額をもとに、以下のとおり算定します。
 - 金銭報酬：役員別基準額×会社業績係数 (財務指標×80%+非財務指標×20%)
 - 株式報酬：役員別基準額×会社業績係数 (財務指標×20%+非財務指標×80%)
- ・金銭報酬は、財務指標の割合を非財務指標より高くすることにより、単年度の業績を、より反映する構成としています。
- ・株式報酬は、非財務指標の割合を財務指標より高くすることにより、中長期的な企業価値向上に寄与する取組みの評価を、より反映する構成としています。

(d) 当事業年度の財務指標、非財務指標の実績

<財務指標>

	実績値	計画	計画比
グループ修正利益	1,727億円	1,674億円	103.2%
連結当期純利益	1,615億円	1,383億円	116.8%
グループ修正ROE	4.8%	4.6%	+0.2ポイント

<非財務指標>

評価項目	評価の結果
基本戦略	以下の観点などを踏まえた評価の結果、標準並みの評価となりました。 <ul style="list-style-type: none"> ・社会課題の解決につながる新たな価値を提供する商品・サービスの開発・提供 ・事業、商品、リスクポートフォリオの変革 ・1プラットフォーム戦略の推進やグループシナジーの発揮 等
基 盤	以下の観点などを踏まえた評価の結果、標準並みの評価となりました。 <ul style="list-style-type: none"> ・サステナビリティの重点課題である、地球環境との共生、安心・安全な社会、多様な人々の幸福に関する取組み ・お客さまの声を起点とした商品・サービスの改善などの品質向上取組み ・最適な人財ポートフォリオの構築や、DE&Iの推進など社員の能力・スキル・意欲を最大限に発揮する職場環境整備などの人財に関する取組み ・収益力と資本効率の向上や政策株式削減などのERMに関する取組み 等

e. 役員の報酬等に関する株主総会の決議

<取締役の報酬>

2018年6月25日開催〔第10期定時株主総会〕

年額5億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）（うち社外取締役年額1億円以内）とする旨を決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名（うち社外取締役は5名）です。

2019年6月24日開催〔第11期定時株主総会〕

新たに、事後交付による譲渡制限付株式報酬制度を導入すること及び社外取締役以外の取締役に對して譲渡制限付株式を割り当てるために支給する金銭報酬債権の総額を年額2億円以内とする旨を決議しております。当該株主総会終結時点の社外取締役以外の取締役の員数は7名です。

<監査役の報酬>

2009年6月25日開催〔第1期定時株主総会〕

年額1億1,000万円以内とする旨を決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(3) 責任限定契約・補償契約

氏 名	責任限定契約・補償契約の内容の概要等
(社外取締役) 坂 東 眞理子 有 馬 彰 飛 松 純 一 ロッシェル・カップ 石 渡 明 美	<責任限定契約の内容の概要> 当社は各氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額となります。
(社外監査役) 千代田 邦 夫 植 村 京 子	<補償契約の内容の概要> 該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社及び主要な子会社等の取締役、監査役及び執行役員等	当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者は保険料を負担しておりません。被保険者が、その職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年ごとに契約更新しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

社外役員の兼職につきましては、前記「2 会社役員に関する事項 (1) 会社役員の状況」に記載のとおりであります。兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
坂東 真理子 (社外取締役)	5年9か月	当事業年度中に開催の取締役会12回すべてに出席しております。	取締役会等において主に行政、人財育成分野やダイバーシティ推進などに関する豊富な知見や経験に基づき、経営の監督と経営全般への助言を行い社外取締役に求められる役割・責務を果たしております。 取締役会の内部委員会である報酬委員会では、委員長として役員報酬の審議に携わるとともに、人事委員会では、委員として役員人事の審議に携わり、当社の企業価値やコーポレートガバナンスの向上に寄与しております。
有馬 彰 (社外取締役)	4年9か月	当事業年度中に開催の取締役会12回すべてに出席しております。	取締役会等において主に大企業での企業経営者としての豊富な知見や経験に基づき、経営の監督と経営全般への助言を行い社外取締役に求められる役割・責務を果たしております。 取締役会の内部委員会である人事委員会では、委員長として役員人事の審議に携わるとともに、報酬委員会では、委員として役員報酬の審議に携わり、当社の企業価値やコーポレートガバナンスの向上に寄与しております。
飛松 純一 (社外取締役)	4年9か月	当事業年度中に開催の取締役会12回すべてに出席しております。	取締役会等において主に弁護士として海外を含む企業法務全般に関する豊富な知見や経験に基づき、経営の監督と経営全般への助言を行い社外取締役に求められる役割・責務を果たしております。 取締役会へ提言を行うガバナンス委員会では、委員長としてコーポレートガバナンスに関する知見を活かし必要な助言を行い、当社の企業価値の向上に寄与しております。また、取締役会の内部委員会である人事委員会及び報酬委員会の委員として、役員の人件や報酬の審議に携わり、当社の企業価値やコーポレートガバナンスの向上に寄与しております。

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
ロッシェル・カップ (社外取締役)	2年9か月	当事業年度中に開催の取締役会12回すべてに出席しております。	取締役会等において主に異文化コミュニケーションに関する豊富な知見や日本及び海外における経営コンサルタントとしての経験に基づき、経営の監督と経営全般への助言を行い、社外取締役に求められる役割・責務を果たしております。 取締役会の内部委員会である人事委員会及び報酬委員会の委員として、役員的人事や報酬の審議に携わり、当社の企業価値やコーポレートガバナンスの向上に寄与しております。
石渡明美 (社外取締役)	9か月	取締役就任日以降に開催の取締役会10回すべてに出席しております。	取締役会等において主にサステナビリティに関する豊富な知見や経験に基づき、消費者目線での助言や、経営の監督と経営全般への助言を行い、社外取締役に求められる役割・責務を果たしております。 取締役会の内部委員会である人事委員会及び報酬委員会の委員として、役員的人事や報酬の審議に携わり、当社の企業価値やコーポレートガバナンスの向上に寄与しております。
千代田邦夫 (社外監査役)	6年9か月	当事業年度中に開催の取締役会12回のうち11回、監査役会11回すべてに出席しております。	取締役会、監査役会において主に公認会計士としての会計及び監査に関する豊富な知見及び経験に基づいた発言や提言等を適宜行うことにより経営の監査機能を果たしております。
植村京子 (社外監査役)	5年9か月	当事業年度中に開催の取締役会12回のうち11回、監査役会11回のうち10回に出席しております。	取締役会、監査役会において主に弁護士としての豊富な知見及び経験に基づいた発言や提言等を適宜行うことにより経営の監査機能を果たしております。

(注) 各氏の在任期間は、就任日から2023年3月31日までの期間であります。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	保険持株会社からの報酬等	保険持株会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	7名	92	—

(注) 保険持株会社からの報酬等の内訳は、社外取締役68百万円、社外監査役24百万円であります。

(4) 社外役員の意見

「3 社外役員に関する事項」(1)から(3)の内容に対する社外役員の意見はありません。

4 株式に関する事項

(1) 株式数

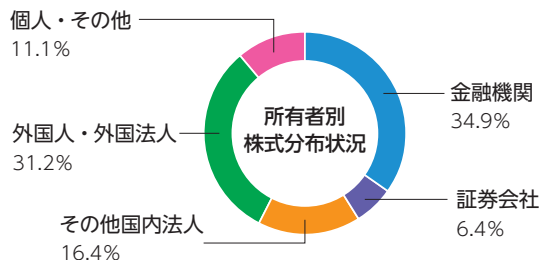
発行可能株式総数 900,000千株

発行済株式の総数 535,967千株

(注) 2022年7月26日に譲渡制限付株式報酬として普通株式134千株を発行し、2022年11月30日に自己株式を57,800千株消却したことにより、前期末と比べて57,665千株減少しております。

(2) 当年度末株主数 82,003 名

(3) 大株主



株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	78,193	14.6
トヨタ自動車株式会社	52,610	9.8
日本生命保険相互会社	36,325	6.8
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	28,800	5.4
JP MORGAN CHASE BANK 380055	16,494	3.1
JPモルガン証券株式会社	11,635	2.2
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	9,864	1.8
パークレイズ証券株式会社	6,455	1.2
住友生命保険相互会社	6,077	1.1
JP MORGAN CHASE BANK 385781	6,018	1.1

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(4) 事業年度中に会社役員に対して交付した当該保険持株会社の株式

	株式の数	株式の交付を受けた者の人数
取締役（社外役員を除きます。）	17,124株	5名
社外取締役（社外役員）	—	—
取締役以外の会社役員	—	—

- (注) 1. 当社の株式報酬制度の概要につきましては、「2 会社役員に関する事項 (2) 会社役員に対する報酬等」に記載しております。
2. 当社取締役（社外役員を除きます。）は、当社取締役及び執行役員の職務執行の対価として本表に記載の株式を交付されましたが、上記の他、当社の主要な子会社の取締役及び執行役員の職務執行の対価として13,395株の株式を交付されております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 山田 裕行 指定有限責任社員 廣瀬 文人 指定有限責任社員 石井 顕一	78	1. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、コンプライアンス対応支援業務についての対価を支払っております。 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (注) 1. 当社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は844百万円であります。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査等の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上表の金額には金融商品取引法に基づく監査等の報酬等の額を含めております。

(2) 責任限定契約・補償契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条の規定に基づき会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合など、会計監査人を解任すること又は再任しないことが適当と判断する場合には、会社法第344条の規定に基づき株主総会に提出する会計監査人の解任又は会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

ロ 当社の会計監査人以外の監査法人が当社の重要な子法人等の計算関係書類の監査をしている事実

当社の重要な子法人等のうち海外の子法人等については、有限責任 あずさ監査法人以外の監査法人により監査を受けております。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

7 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

8 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

9 その他

該当事項はありません。

2022年度 (2023年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	2,771,981	保険契約準備金	18,869,599
買入金銭債権	142,976	支払備金	2,682,482
金銭の信託	2,082,012	責任準備金等	16,187,116
有価証券	16,149,338	社債	714,743
貸付金	959,497	その他負債	1,852,392
有形固定資産	476,711	退職給付に係る負債	141,137
土地	220,903	役員退職慰労引当金	133
建物	192,968	賞与引当金	28,444
リース資産	28,961	株式給付引当金	1,009
建設仮勘定	1,707	特別法上の準備金	277,998
その他の有形固定資産	32,169	価格変動準備金	277,998
無形固定資産	496,124	繰延税金負債	31,177
ソフトウェア	134,958	支払承諾	27,524
のれん	143,247	負債の部合計	21,944,159
リース資産	213	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	217,704	資本金	100,808
その他資産	1,743,777	資本剰余金	345,144
退職給付に係る資産	36,372	利益剰余金	1,305,928
繰延税金資産	122,822	自己株式	△ 6,662
支払承諾見返	27,524	株主資本合計	1,745,220
貸倒引当金	△ 8,706	その他有価証券評価差額金	1,216,563
		繰延ヘッジ損益	△ 21,996
		為替換算調整勘定	79,704
		退職給付に係る調整累計額	△ 9,448
		その他の包括利益累計額合計	1,264,822
		新株予約権	558
		非支配株主持分	45,671
		純資産の部合計	3,056,273
資産の部合計	25,000,433	負債及び純資産の部合計	25,000,433

2022年度 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	5,251,271
保険引受収益	4,482,431
正味収入保険料	3,934,473
収入積立保険料	41,359
積立保険料等運用益	35,591
生命保険料	453,578
その他保険引受収益	17,428
資産運用収益	745,712
利息及び配当金収入	345,468
金銭の信託運用益	191,350
有価証券売却益	195,948
有価証券償還益	2,355
金融派生商品収益	44,502
その他運用収益	1,678
積立保険料等運用益振替	△ 35,591
その他経常収益	23,127
持分法による投資利益	2,373
その他の経常収益	20,754
経常費用	5,020,158
保険引受費用	4,064,285
正味支払保険金	2,241,198
損害調査費用	207,021
諸手数料及び集金	781,162
満期返戻金	165,278
契約者配当金	51
生命保険金等	531,253
支払備金繰入額	125,486
責任準備金等繰入額	1,262
その他保険引受費用	11,571
資産運用費用	195,669
金銭の信託運用損	28,438
売買目的有価証券運用損	19,631
有価証券売却損	65,613
有価証券評価損	23,208
有価証券償還損	360
特別勘定資産運用損	32,700
その他運用費用	25,716
営業費及び一般管理費	739,317
その他経常費用	20,886
支払利息	10,383
貸倒引当金繰入額	1,315
貸倒損	408
その他の経常費用	8,778
経常利益	231,113

科 目	金 額
特別利益	34,615
固定資産処分益	34,615
特別損失	30,271
固定資産処分損失	10,216
減損損失	1,801
特別法上の準備金繰入額	11,616
価格変動準備金	11,616
その他特別損失	6,637
税金等調整前当期純利益	235,456
法人税及び住民税等	35,737
法人税等調整額	34,704
法人税等合計	70,441
当期純利益	165,014
非支配株主に帰属する当期純利益	3,484
親会社株主に帰属する当期純利益	161,530

2022年度 (2023年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	61,411	流 動 負 債	3,375
現金及び預金	11,973	未 払 金	1,416
関係会社預け金	11,727	未 払 費 用	705
前 払 費 用	58	未 払 法 人 税 等	706
未 収 還 付 法 人 税 等	36,526	預 り 金	15
そ の 他	1,125	前 受 収 益	19
固 定 資 産	1,625,986	賞 与 引 当 金	512
有 形 固 定 資 産	220	固 定 負 債	304,275
建 物	205	社 債	299,900
工具、器具及び備品	14	資 産 除 去 債 務	241
無 形 固 定 資 産	525	そ の 他	4,134
ソ フ ト ウ ェ ア	525	負 債 合 計	307,651
投 資 そ の 他 の 資 産	1,625,241	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	132,788	株 主 資 本	1,383,332
関係会社株式	1,413,355	資 本 金	100,808
関係会社出資金	65,864	資 本 剰 余 金	871,870
繰 延 税 金 資 産	13,232	資 本 準 備 金	730,064
そ の 他	0	そ の 他 資 本 剰 余 金	141,805
		利 益 剰 余 金	415,655
		そ の 他 利 益 剰 余 金	415,655
		繰 越 利 益 剰 余 金	415,655
		自 己 株 式	△ 5,001
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△ 4,144
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 4,144
		新 株 予 約 権	558
		純 資 産 合 計	1,379,746
資 産 合 計	1,687,398	負 債 純 資 産 合 計	1,687,398

2022年度 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額	
営	業 収 益		
	関係会社受取配当金	179,589	
	関係会社受入手数料	166	179,756
営	業 費 用		
	販売費及び一般管理費	11,610	11,610
	営 業 利 益		168,145
営	業 外 収 益		
	受取配当金	11,757	
	未払配当金除斥益	84	
	その他の他	231	12,073
営	業 外 費 用		
	社債利息	3,603	
	その他の他	177	3,780
	経 常 利 益		176,437
	税引前当期純利益		176,437
	法人税、住民税及び事業税	2,082	
	法人税等調整額	40	2,122
	当 期 純 利 益		174,315

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 裕行

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 廣瀬 文人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 顕一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 裕行

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 廣瀬 文人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 顕一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知及び説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類並びに計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月18日

MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	神 野 秀 磨
常勤監査役	須 藤 敦 子
監査役（社外監査役）	千代田 邦 夫
監査役（社外監査役）	植 村 京 子

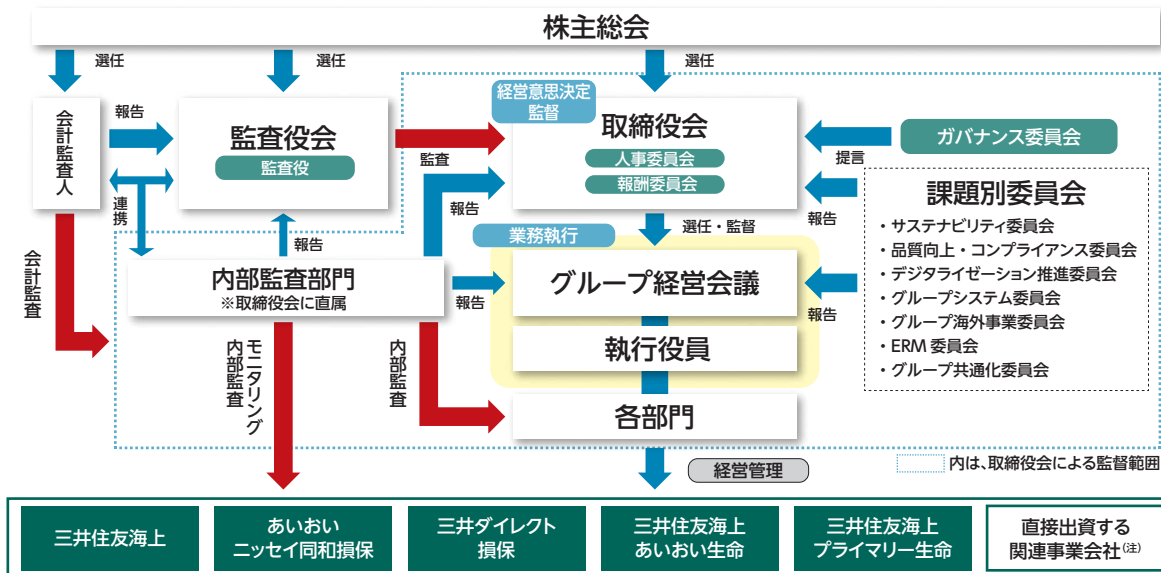
〈ご参考〉当社のコーポレートガバナンスに関する考え方、態勢について

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

- ・当社は、グループの事業を統括する持株会社として、「経営理念（ミッション）」の下、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、グループの長期的な安定と持続的成長を実現するため、全てのステークホルダーの立場を踏まえ、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための経営体制を構築し、企業価値の向上に努めます。
- ・そのため、グループの全役職員が業務のあらゆる局面で重視すべき「MS&ADインシュアランスグループの経営理念（ミッション）・経営ビジョン・行動指針（バリュー）」を策定し、当社グループの全役職員へ浸透させるよう努めるとともに、中期経営計画において、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を経営の重要課題として位置づけ、計画の推進に積極的に取り組みます。

コーポレートガバナンス態勢の概要

- ・当社は、監査役会設置会社として、取締役会が適切に監督機能を発揮するとともに、独任制の監査役が適切に監査機能を発揮するものとし、双方の機能の強化、積極的な情報開示等を通じ、ガバナンスの向上に取り組みます。
- ・取締役会の内部委員会である「人事委員会」及び「報酬委員会」（委員の過半数及び委員長は社外取締役）並びに「ガバナンス委員会」（社外取締役全員と取締役会長・取締役副会長・取締役社長で構成）を設置し、実効性と透明性の高いコーポレートガバナンス態勢を構築します。
- ・執行役員制度を採用し、執行役員への業務執行権限の委譲を進め、迅速な業務執行を行います。



(注) 関連事業会社は、MS&ADインターリスク総研、MS&ADビジネスサポート、MS&ADスタッフサービス、MS&ADシステムズ、MS&AD事務サービス、MS&ADプランアシスタンス、MS&ADアドバイザーズ、MS&ADベンチャーズの8社です。

当社の「コーポレートガバナンスに関する基本方針」全文はオフィシャルサイトからご覧いただけます。

<https://www.ms-ad-hd.com/ja/group/value/corporate/governance.html>



〈ご参考〉取締役会全体の実効性に関する分析・評価について

当社では、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第3章5.に記載のとおり、取締役会全体の実効性についての分析・評価を毎年実施することとしています。

2022年度の実効性に関する分析・評価の概要は、以下のとおりです。

1. 分析・評価のプロセス

(1) 全取締役に対する自己及び取締役会評価アンケートの実施

- ・12項目の質問票（取締役会の役割・責務、運営等にて設問を構成）及び取締役会議案の重要度と充実度に関するギャップ分析を事前に配付し、事務局によるインタビュー形式でアンケートを実施した。
- ・取締役会評価に外部視点を取り入れるために、2021年度の実効性評価についてコンサルティング会社と意見交換を行い、その結果を2022年度のアンケートに反映させた。
- ・2021年度の実効性評価でとりまとめた改善策（2022年度の機能向上策）についても、取組みが実施されているか確認した。

(2) 社外取締役会議における意見交換

- ・社外取締役会議（社外取締役全員で構成）において、アンケート結果に基づき、分析・評価のための意見交換を実施した。

(3) ガバナンス委員会における分析・評価のとりまとめ

- ・ガバナンス委員会（社外取締役全員、取締役会長、取締役副会長、取締役社長で構成）では、社外取締役会議での意見交換結果も踏まえ分析・評価を行うとともに、コンサルティング会社の意見を踏まえ2023年度の機能向上策をとりまとめた。

(4) 2023年度の実効性

- ・2023年度の機能向上策は、速やかに取組みを開始・強化し、実効性向上に向けたPDCAサイクルにつなげていく。

2. 分析・評価結果の概要

2022年度の実効性に関する分析・評価の議論内容及び機能発揮、運営面、並びに社外役員に対する研修・情報提供等の状況を踏まえ、以下の結果となった。

2022年度の実効性と取締役会評価結果	<ul style="list-style-type: none">・中期経営計画は、社内外のステークホルダーに対するコミットメントであると取締役全員が強く認識し、その進捗状況を適時確認している。取締役会では課題や対策について議論し、計画実現へ向けて最善の努力が行われている。・事業会社社員と対話を行い、現場の考え、意見を直接聴くことで、事業会社における経営理念等の浸透状況について理解を深めることができた。・ステークホルダーを巻き込んだ温室効果ガス排出削減取組みや、社員を含めた人権尊重取組み等、サステナビリティに関する重要な課題については、さらに深く議論することが望ましい。ギャップ分析においても「サステナビリティ・ESG」の議論の充実度を高めた方が良いとの結果になった。
2023年度の実効性向上策	<ul style="list-style-type: none">・事業投資案件に関して、検討初期段階から議論する機会を設ける（取締役会における議論に加え、役員勉強会等の場も活用する）。・ステークホルダーを巻き込んだ温室効果ガス排出削減取組みや、社員を含めた人権尊重取組み等、サステナビリティを巡る重要課題について議論する機会を拡充する。・社外取締役間や社内役員（事業会社の執行役員を含む）がフラクに意見交換できる機会を設ける。

〈ご参考〉グループ中期経営計画（2022-2025）

～リスクソリューションのプラットフォーマーとして、社会と共に成長する～について

グループ中期経営計画（2022-2025）では、「レジリエントでサステナブルな社会を支える企業グループ」の実現を目指し、「リスクソリューションのプラットフォーマーとして、社会と共に成長する」というサブタイトルを掲げて取組みをスタートしました。

当社グループでは、従来から社会との共通価値の創造（CSV：Creating Shared Value）に取り組んできたことで、CSVが社員に浸透しているという強みがあります。本中期経営計画では、CSVに対する高い意識をソリューションの提供や新たなビジネスの創造といった成果につなげる取組みを推進します。

これにより、さまざまな社会課題に対して、データやデジタル、グループ内外の知見・ノウハウを活用しながら、最適なリスクソリューションを提供し、レジリエントでサステナブルな社会の実現に貢献していきます。

目指す姿

（1）定性目標

レジリエントでサステナブルな社会を支える企業グループ

リスクソリューションのプラットフォーマーとして

気候変動をはじめとした社会課題の解決に貢献し、社会と共に成長していく

- 経済的な損失の補てんに加えて、補償・保障前後における商品・サービスをシームレスに提供する
- デジタルを活用したマーケティング、アンダーライティング、損害サービス、リスクコンサルティングにより、最適なソリューションを提供する

（2）定量目標

IFRSベース純利益^{*1}で2025年度4,700～5,000億円、修正ROE^{*2}で安定的に10%以上の達成を目指します。

※1 今後、世界各国の保険会社で導入が進むと見込まれる国際会計基準に基づく目標設定とします。

※2 修正ROE = IFRS純利益 ÷ (IFRS純資産 - 政策株式の含み損益)

取組内容

- ・「レジリエントでサステナブルな社会を支える企業グループ」を実現するため、「Value（価値の創造）」「Transformation（事業の変革）」「Synergy（グループシナジーの発揮）」を基本戦略とします。
- ・「サステナビリティ」「品質」「人財」「ERM」を、基本戦略を支える基盤とします。

基本戦略

Value (価値の創造)

「CSV×DX」取組みをグローバルに展開することで、気候変動をはじめとした社会課題の解決に貢献します。また、データやデジタルを活用したリスクコンサルティングを高度化し、補償・保障前後の商品・サービスの開発を進め、収益基盤を強化します。

Transformation (事業の変革)

主に「商品」「事業」「リスク」のポートフォリオ変革を進め、大規模自然災害やパンデミック等の発生にも耐える態勢を構築します。

Synergy (グループシナジーの発揮)

「1プラットフォーム戦略」によりグループ共通化・共同化・一体化を推進します。また、「生損保事業のシナジー」を進めるとともに、国内外のグループ各社のノウハウ等を活用し合う「グローバルシナジー」を追求し、グループの多様性を活かし連携を強化することで一層の成長につなげます。

基盤

サステナビリティ

ステークホルダーと当社グループ双方に重要度が高い社会課題である「地球環境との共生」「安心・安全な社会」「多様な人々の幸福」に取り組みます。

品質

社会の信頼とお客さまの満足を確保するとともに、透明性と実効性の高いコーポレートガバナンスを実践します。

人財

基本戦略の実行を支える人財を確保するとともに、その能力・スキル・意欲を最大限に発揮できる環境を整備します。

ERM

リスク、リターン、資本の一体的管理による収益力と資本効率の向上に努め、政策株式の削減を進めます。

株主総会会場ご案内図

三井住友海上駿河台ビル (受付は1階にて行います。)
 東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地 電話 (03)3259-3111

ご来場の株主さまへのお土産はご用意しておりません。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

交通機関のご案内

JR 中央線・総武線 **御茶ノ水駅**
聖橋口 より徒歩5分

東京メトロ ●千代田線 **新御茶ノ水駅**
 ●丸ノ内線 **淡路町駅**

都営地下鉄 ●新宿線 **小川町駅**
B3b出口 より徒歩1分
 (地下通路より直結しております。)

※ お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

